

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、12番、大川敏雄君であります。

過日、沢登英信君から議案の撤回を求める動議が提出されました。

お諮りします。

この動議を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

ここで議事日程を配付いたします。

お諮りいたします。この動議を日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議案の撤回を求める動議を日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎議案の撤回を求める動議

○議長（滝内久生君） 日程により議案の撤回を求める動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。沢登英信でございます。

令和4年の12月7日に議長宛てに議案の撤回を求める動議を文書で提出させていただいたものでございます。賛成者は佐々木清和議員でございます。

議案の撤回を求める動議。令和4年12月7日提出されました議案第67号 南伊豆地域清掃

組合の設置については、次の理由により、議案としての誤りがありますので、撤回を求めるものであります。内容的には、誤りというよりも、議案としての要件を備えていないということが実態であろうかと思えます。

件名、議第67号 南伊豆地域清掃組合の設置について。

動議の内容は、市当局の議案のこの撤回を求めるものであります。

その理由は、南伊豆地域清掃組合規約案は、第2条、組合を組織する地方公共団体ということで、組合は下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。この組織する団体の南伊豆町が参加をしないということを議会で11月30日に決定をしているわけであります。既に規約としての要件を備えていないことは明らかであろうと思うわけであります。

議第67号の議案としての要件を備えておりませんので、下田市当局はこの議案を撤回すべきということになろうかと思うわけであります。

なお、この南伊豆町議会での議論の、伊豆新聞等の報道によりますと、予定地となっておりますこの敷根の現在の下田市の清掃センターが民有地であると、公共の施設用地が民有地であってよろしいのかと。しかも、この土地には清掃事務所ということで有害物が埋め立てられているのではないかと、それらの民有地を返済をする、返還をするというときになったとき、それらの撤回の費用はどのようになっているのかを含めまして、十分に協議がされていないと。それだけではなく、この計画そのものが十分に議会や市民に説明がされていないのではないかと、こういう理由で南伊豆町議会は否決をしているわけであります。

一昨日の私の質問に対する答弁で、松木市長は、首長間で話を再度するんだと、こういうことでございますが、その指摘された内容をどうするのかという議論なくして、首長間の話合いの結論は、やはり出ないんじゃないかと思うわけであります。土地に関するこれらの課題が1日や2日、あるいは1か月で解決ができるような問題でないことも、これまた皆さん明らかではないでしょうか。

そういう観点から申しますと、これは当局に撤回をしていただいて、仕切り直しをしていただき、きっちり市民にも、南伊豆町民にも、南伊豆町長さんのほうからきっちりと説明をしていただくと、こういうことが必要であろうかと思うわけであります。こういう観点から申しますと、その中心的な役割をしている下田市長は、この下田市議会へのこの議第67号の議案を撤回するということが一番妥当な措置であると、こういうことになろうかと思うわけであります。

その内容は、この議案が可決されても、実施がされない。実施をされないような議案を議会が可決してよろしいのかと、こういうことになるかと思うわけであります。

そして、この内容からも申し述べれば、当議会は否決をせざるを得ない、こういうことになるかと思うわけであります。下田市議会が今議会でこの議案を否決をするというような措置を取るよりも、当局に考え直していただいて、議案を撤回をし、仕切り直しをするということが、あらゆる観点から一番妥当であると、このように私は考えるものであります。

以上、議案の撤回を求める動議の内容でございます。

○議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1 番、江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 提出者の動議の理由ということで、南伊豆町、町議会のほうは参加をしないというような説明がございましたが、参加をしないという内容なのか、それとも規約の内容が正しくない、そこら辺については、実際に新聞紙上だけではなく、会議録、また実際に傍聴された方から聞いての情報かどうかということを、私が判断する中で教えていただきたいと思います。

また、有害物が埋められているというような説明もございましたが、私は、所管課ということで、その辺、現状の土地の中に有害物があるかどうかということを担当課長にお聞きしたときには、当時、終末処理場が整っておりましたので、そういった事実はないという説明を受けておりますが、この有害物が埋められているという事実は、どこから確認されているか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 13 番 沢登英信君。

○13 番（沢登英信君） 一つの情報は伊豆新聞紙上の情報であります。そして、あと、知り合いの南伊豆町議会の議員にどういうことであつたのかということは、これは電話等で情報を集めるということをさせていただきました。内容的にはそういうことでございますが、この規約案を否決をするということは、この規約をもって一部事務組合が発足をするわけですので、この規約案を認めないということは、その時点では参加をできないということに当然理解をすべきであると。参加をするけども、規約を否決したんだと、そういう論理というのは、規約の議論の中では、やはり成り立たないという理解をすべきではあろうかと思うわけです。なぜなら、規約そのものに基づいて、1 市 3 町の、このごみ処理の事業を始めようという、一番根本の決まり事といいますか、決め事になってくるわけですので、1 市 3 町のごみの進

め方はいいけども、規約が悪いから、規約のここを直せと、こういう議論を南伊豆町議会でしたという事実はないと私は考えるものであります。

それから、南伊豆町の町議の皆さんが敷根の下田の清掃センターの中にそういうものがあるんじゃないかと、こういう疑問を呈したと、こういうことであろうかと思います。実態的には、長い間、40年近くも清掃センターの敷地として利用され、御案内のように当初は、今リサイクルセンターとして、カレット等が置かれてるところが80トンのロータリーキルン炉が設置されていたところであります。

そして、現在の焼却炉は別のところに移っているわけですので、そしてこれらの状況がダイオキシンや有害物質をじん灰や灰が、当然、燃したごみの約1割近くが灰として排出されると、こういう状況になっておりますので、灰捨て場として、そこが利用されたのではないという、当局ですか、職員の御指摘はあろうかと思いますが、あの地域全体がそういう清掃センターとして利用がされてきたということは事実であろうかと思います。

そういう点を含めて、南伊豆町の議員の皆さんが御指摘になったんじゃないかと思います。議員の中の誤解があるということであれば、それは解いていけばいいことであって、そのことと、下田市が清掃組合のこの設置についての規約を上程して進めていこうということ、誤解があるから進めていくんだということには当然ならないわけで、ぜひともこれは、下田市議会としても、また当局としても撤回をしていただいて、仕切り直しをして、きっちりと議会や市民に当局からの説明をしていただく、求めるということが必要ではないかと考えるものでございます。

御質問に答弁してない点があったら御指摘をいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

1 番、江田邦明君。

〔1 番 江田邦明君登壇〕

○1 番（江田邦明君） 沢登議員より提出されました議案の撤回を求める動議に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

南伊豆町議会の反対の理由の中で時期尚早という言葉が新聞紙上でも出ております。時期尚早というものは、言葉の意味からすると、内容的には正しいものの、時間軸の中でまだ早いのではないかといたったものでございます。私といたしましては、この規約並びに組合の設置について、下田市議会としてどのような判断をするか、しっかりと当局から説明をいただき、また南伊豆町議会での今後の対応についても説明を求め、議会としての意思決定をする必要があるという観点から、当局は議案を提出し、議会及び常任委員会の中でこのことについて審査をする必要があるという観点から、本動議に対して反対の意見を申し上げます。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

9 番 進士濱美君。

〔9 番 進士濱美君登壇〕

○9 番（進士濱美君） 今回の議案の撤回を求める動議につきまして、今、沢登議員からの御説明をいただきました。かねがね、私も規約については、それ相応の調査をしてきました中で、いずれにしても、南伊豆地域規約の中におきましては、この理由が書かれております。このとおり、南伊豆町等々、1 市 3 町をもって組織すると、これは規約、ルール、絶対規約、ルールとして書かれておるわけですね。これが一つ欠けた場合、これをどう解釈するか、しないか、あるいは南伊豆町の否決した理由、それがどうであろうか、なかろうか、これは一定のルールが欠けたわけでございます。

よって、成り立たないという解釈をするのが、まあ、現代の議会の中では常識であろうと考えます。

かつて、民主主義が発祥でありますギリシャの中で、悪法も法なりという哲学が現在も生きております。悪法であっても、法は守らなければならない。これに比して、これが完全に対応する範という立場になるのではないのでしょうか。これをどう解釈するのか、例えば、よく考えてください。丸テーブルを大工さんをお願いしました。足は 4 本あります、1 市 3 町です。これが 1 本欠けました。これで 2 万円で販売できますか、単純な話です、これは。理由がどうであれ、これは規約として欠けている議案であると言わざるを得ません。この窓

口、受付窓口は県でございます。それがオーケーであろうという理由があれば、これは行政のほうは出すべきだと思います。よって、現状では動議に対して賛成いたします。

○議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

4番、渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） 1市3町で計画する広域ごみ処理事業一部事務組合設立に向けた南伊豆地域清掃設立組合の設置案について、皆様御存じのとおり、12月定例議会において、松崎町は12月7日、西伊豆町は昨日、8日に可決されました。これは、11月30日に南伊豆町の議会で反対討論に立った議員から時期尚早と思い、反対するとの意見が出ました。これは、先ほど江田議員が言われたとおりで、時期尚早ということは、この一部組合設立に対して反対ということじゃなくて、もう少し時間を置いたらいいんじゃないかという形のものとは私は判断しております。

なお、この議題に関しては、下田市の議会がどういうふうに判断するかという形のもので、南伊豆が反対、西伊豆、松崎が賛成という形のものとは別に、下田市がいかにかこの問題に対して考えているか、それを問う形のものでありますから、議題としてみても、提案をそのまましたほうがいいと思いますので、一部事務組合設立のこの議題に関しては、そのまま議案として残すことに賛成をいたします。

よって、今の沢登議員から出ました議案の撤回を求める動議に関しては、私は反対の立場を取っていきたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） それでは次に、反対意見の発言を許します。

2番、中村敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 反対の立場で意見させていただきます。南伊豆はしっかりと議論し、そして時期尚早ということで議決を見た。そして、松崎町、西伊豆町においては、やはりしっかりと議論した中で可決した。下田市もしっかりと議論する必要があるのではないのでしょうか。組合の設置がふさわしくない、規約がふさわしくないのであれば、そのような議論をすればよろしい。つまり、議案の撤回を求めるということは、議論することを放棄することになります。議場は議論する場です。撤回はふさわしくないと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、議案の撤回を求める動議は否決されました。

◎議第63号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により議第63号 監査委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（曾根英明君） それでは、議第63号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項において、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されております。

今般、鈴木貞雄委員が、一身上の理由により、本年10月31日付をもちまして退職されたことから、新たな監査委員の選任につき、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、選任したい方でございますが、下田市白浜167番地の1にお住まいの鈴木邦明さんで、生年月日は昭和30年7月21日生まれの67歳でございます。

鈴木さんは、昭和49年4月、下田市役所に採用され、平成26年4月に市民保健課長に就任、平成28年3月に定年退職されるまで、42年間勤務されました。

さらに、平成28年4月から静岡県賀茂地域局に防災専門員として勤務され、令和4年3月に任期満了により退職されました。

財務管理、事業の経営管理、一般行政事務に関して優れた識見を有し、行政知識が豊富であり、監査委員として適任であることから、御同意をいただけますよう、よろしくお願い申

し上げます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

6 番 佐々木清和君。

○6 番（佐々木清和君） 読み違いかもしれませんが、白浜167番地の2という説明でしたが、1669と資料にはなってますが、大きなずれがあると思うんですが、この辺、白浜、端と端になりますけども、どちらの番地があれでしょうか。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） ただいま、議第63号 監査委員の選任について御説明申し上げたところでございますが、今おっしゃられた白浜の1669番地の2は、はい。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 鈴木邦明さんの、市の職員であったと、その職歴の紹介が今されたかと思うんですが、本市に識見を有するという、この規定はどういうことで鈴木邦明さんを選任をされたのかと、やはり単なる、この経歴だけでということでは、当然、なかろうと思うわけですが、本市に識見を有すると、この内容というのは、どういう点を評価して、この方を、鈴木さんをですね、監査委員にしようとしたのか、あるいは監査に関する実績等々がこの人が経歴として持っているものなのか、そこら辺を併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） まず、識見についてでございます。先ほど副市長も申し上げましたとおり、職歴につきましては、既に42年という長い間勤めていただき、最後は市民保健課長として、課長も務めていただいております。市の中に非常に長く勤務され、私どものほうでも、よくいろんな行政上のお話を聞かせていただいていたところでございます。先輩としては、9歳ほど先輩であろうかと思えます。

監査についての見識をということでございますけども、申し訳ありません、年度をちょっと申し上げることはできないんですけども、鈴木さんは、監査委員の、局長ではないですけども、監査委員の書記として勤務されていたという実績もございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 監査委員の書記としての職歴を持った見識のある人だと、こういう説明ですが、具体的に市の監査における功績というか、指摘といいますか、こういったもので精査したとかいうような実績はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 監査委員の事務局の書記として、つつがなくその職務を全うされていたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第63号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第64号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により議第64号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（曾根英明君） それでは、議第64号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開きください。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命すると規定されております。

また、同条第5項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、さらに、同法第3条の規定により教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織することとなっており、本市におきましても、教育長のほか、男性委員が2人、女性委員が2人の計5人で運営されております。

なお、委員の選任については、教育長を除く教育委員4人を旧中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命をしております。

このたび、浜崎・白浜地区選出の渡邊亮治委員が本年12月12日をもって任期満了を迎えるため、新たな委員の任命につき、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、任命したい方でございますが、下田市白浜1669番地の2にお住まいの宮内慎也さんで、生年月日は昭和51年12月12日生まれの45歳でございます。

宮内さんは、伊豆市の御出身で、平成7年3月に静岡県立修善寺工業高校を卒業後、伊豆箱根観光株式会社に入社され、十国峠レストハウス、三津シーパラダイスでの勤務を経て、平成11年9月から下田プリンスホテルに勤務されております。

宮内さんは、現在高校2年生と中学1年生のお子さんお二人の保護者でございまして、これまで中学校PTA会長を務められる等、PTA役員としての活動や学校行事、地域活動に積極的に参加、協力されるなど、保護者の方々、地域の方々からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であることから、御同意をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第64号 教育委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第65号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により議第65号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） それでは、議第65号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページ、お願いいたします。

議案のかがみでございます。

静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合を組織する構成団体の数の減少及び同組合格約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。構成団体である太田川原野谷川治水水防組合が、令和5年3月31

日付けで解散し、静岡縣市町総合事務組合から脱退するものとして、構成団体の数の減少及び同組合理約の一部を変更することについて、同組合の構成団体と協議するためでございます。

次の４ページをお願いいたします。

静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約でございます。

変更の内容については、議案説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の１ページをお願いいたします。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線部が今回の改正部分となっております。

別表第１及び第２中「、太田川原野谷川治水水防組合」を削るものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の４ページにお戻りください。

最後に、附則でございます。この規約は令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第65号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第65号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第66号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下田市外ヶ岡交流拠点の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、1. 指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市外ヶ岡交流拠点施設、2. 指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人 下田市観光協会、3. 指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

公の施設の管理運営等に関するガイドラインに基づきまして、非公募としてございます。また、指定の期間につきましては、ガイドラインにおけます基本指定期間とされております5年間とするものでございます。

提案理由でございますが、下田市外ヶ岡交流拠点施設の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、内容につきまして、議案説明資料により説明させていただきますので、お手数ですが、説明資料の2ページをお願いいたします。

外ヶ岡交流拠点施設は、現在の指定管理期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとし、一般社団法人 下田市観光協会が管理を行っております。

まず、施設の概要でございますが、施設の名称は、下田市外ヶ岡交流拠点施設、所在地は、下田市外ヶ岡1番地の1、施設の規模等につきましては、完成年月日、平成12年9月25日、延べ床面積5,699平方メートル、構造が鉄骨鉄筋コンクリート4階、一部木造平家でございます。

ます。

指定団体の概要でございますが、団体名は、一般社団法人 下田市観光協会、設立は平成23年4月1日でございます。

主たる事務所は下田市外ヶ岡1番地の1、代表者は、会長 澤地大吉さんでございます。

団体の目的及び実施する事業につきましては、記載のとおりでございます。

3 施設管理及び運営の提案要旨でございますが、(1) 管理運営を行うに当たっての経営方針としては、下田市の魅力をデジタル媒体等で発信し、認知度を高め、四季折々のイベント等の開催や観光資源の創造等を通じ魅力あふれる街「下田」を持続させていくとしております。

(2) の施設管理につきましては、ア職員の配置として、観光協会事務局長が道の駅駅長を兼務し、また統括責任者として施設管理係長やその他の担当者が連携し、効率的な管理運営を行うとともに、下田市やその他関係機関と速やかな連絡調整が可能となるような指揮命令系統によりサービス向上に努めるとしております。

また、イの維持管理では、建築物環境衛生管理技術者の有資格者を配置し、施設の維持管理計画を作成するほか、長期的に計画する修繕や緊急的に必要な修繕を的確に判断し、維持管理に努めるとしております。

3 ページをお願いいたします。

ウの美化活動ですが、清掃専門職員をローテーション勤務で配置し、施設の美化に努めるほか、ワックス塗布やじゅうたんクリーニング、ガラス清掃等につきましては業者委託し美観を維持するとし、エの保安警備・保守管理に関しましては、防火管理者の有資格者を配置し、防火に努めるとともに、当番の職員が開場や施錠、消灯時の館内の見回りを行う等としております。

オの職員の研修につきましては、各種研修を通じ下田市の顔、玄関口としての接客・接遇に努めるとしております。

次に、(3) 施設の運営についてですが、ア年間の自主事業計画といたしまして、物販事業としてまると下田館の売上げを伸ばすため、売場の拡大を行う予定としているほか、宝くじの販売や自動販売機等の設置を継続するとともに、ふるさと納税の自動販売機設置に向け、市と協議を重ねるとしております。

次に、ウッドデッキ等のスペースの有効活用及び利用促進として、ウッドデッキのさらなるにぎわいを創出するため、通年でしようにできるよう、イベント用品のレンタルを行い、利

用しやすい環境を整えるほか、市民ギャラリーや特別展示室、その他のスペースを物販や飲食店として利用できるよう実証実験を実施するとしております。

さらに、その他の収益事業といたしまして、回遊性向上のためのレンタサイクルの利用形態の改善を図り、利用促進に努めるとともに、大型プリンターによる大型印刷物の印刷や、観光協会主導の旅行商品造成を行うとしております。

次に、（４）のサービスを向上させるための方策といたしましては、ア道の駅としてのサービス提供及び情報の一元化として、窓口で自然体験やジオパークの紹介を行うだけでなく、一元化された情報発信を行うこと。また、ワーケーション普及促進として、市民ギャラリーにワークスペースを継続して設置するとともに、利用者のニーズに対応すべく市と協議を続けるとしております。

（５）の利用者等の要望の把握及び実現策としては、メール、電話、アンケートの実施、意見箱の設置等により、意見聴取し役員会・出店者協議会にて意見集約を図るとし、（６）の連絡調整会議として、管理運営業務を円滑に実施するため、市と連絡調整会議を適宜開催するとしております。

（７）の緊急時の対応でございますが、防犯、防災、緊急時について適切に対応するというものでございます。

４ 指定管理者の指定申請をした理由につきましては、外ヶ岡交流拠点施設は下田市、南伊豆地域へのゲートウエーの役割を果たす重要な観光交流拠点施設であり、観光協会が管理することにより、市と連携強化を図りながら組織力や経験を生かし、施設内に市内のアンテナ的要素を充実させるとともに、多角的に情報を発信していくことが市の発展に寄与しているとしているものでございます。

５の指定管理料でございますが、令和５年度2,254万円、令和６年度2,244万円、令和７年度2,237万円、令和８年度、令和９年度がそれぞれ2,232万円となっております。

指定管理量の支払い方法等、詳細につきましては、別途年度協定を締結し、定める予定でございます。

５ページは管理運営費の計画表でございます。

６ページから10ページには、指定管理者の候補者選定に係る審査結果の報告書の写しを添付させていただいております。

７ページの※印、審査結果を導き出すに当たってを御覧ください。

２行目ですけれども、審査結果を導き出すため、現状の施設管理運営状況を500点満点中

の300点、これは60%の数字なんですが、300点として基準化し、さらに現状を上回る施設管理等の計画及び収支計画の提案がなされることを期待して、65%の325点を合格ラインとして設定することとしたもので、8ページを御覧ください。

結果として、合格ラインを上回ります338.3点となり、一般社団法人 下田市観光協会を指定管理者の候補者として適当と認めるという報告をいただいたものでございます。

11ページから40ページは、基本仮協定書及び仕様書でございます。

11月24日に一般社団法人 下田市観光協会と基本仮協定を締結させていただいたもので、今議会で可決いただけた場合に、基本協定書となるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 一部でございますが、ちょっと伺います。

5ページに外ヶ岡交流拠点施設の施設管理事業及び自主事業についての収支表がございます。この中で、全て今お尋ねするわけにいきませんが、選んで1点お伺いいたします。

自主事業の中で、売店の売上げ料180万円ですか、これなんです、これはどこの売店を示すのか、そして、この種々の事業についての、さらに明細は審議委員のほうに資料として提出をされていたのか否か、お話しいただけますか。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） まず、最初の御質問の売店の売上げ料180万円の関係ですが、これは2階にあります、まるごと下田館の売上げということで御理解いただければと思います。

それと、その他の自主事業の収入の見込みの内訳に関しましては、それぞれ年度ごと、詳細な収支計画書が観光協会のほうで作成されまして、指定管理者の申請書として提出をされ、選定委員の目にも触れているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 大体、そうなっているんだろうということなんですが、例えば、

これは2階のほうの売店ということは分かりまして、下に農産物の売店がありますよね、あれは多分農協が主体になって運営している、委託という格好ですか、になっていたんだらうと私記憶してるんですが、その辺の単独、事業別の、例えば、今お話ししてる農産物の事業そのものの収支報告、収支内容については、取ってはいないんでしょうか。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 1階のテナントに関しましては、使用面積による使用料を収入として観光協会のほうを受けておりまして、個々の売上げといった、そういったものについては、特段、今回の指定管理の選定に当たっては収集はしておりません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。3回目です。

○9番（進士濱美君） 事業単独では、中まで突っ込んだ検討はされてないということ、その辺がいいのか、悪いのか、ちょっと疑問にも思いますがね。ただ、そうしたものは、ある一定程度つかんでおきませんと、総体としての傷み具合、いわゆる体で言う、どこの部分が不健康になっているのかという部分が見えてこないというリスクも抱えてるわけですね。外側だけではなくて、中についての腐食具合、傷み具合も早々につかんでいくのが一つのリスク管理だろうと思うんですが、実は農産物の売上げがよく比較されます。南伊豆の湯の花会館ね、あれがよく比較として出されるんですが、同様な駅の売店の中で、スペース的には、まだ広げれば広がる部分があるんだらうと思うんですが、あちらが、たしか年間売上げが1,800万円ぐらい、湯の花会館がほぼ平均で3億、販売が公にされております。こうしたことを考えますと、もう少し何とかならないかなという、単純、素朴な疑問が出てくるわけなんです。それで今お尋ねしてる次第なんですけども、その辺について、個別の内容については審議の大要に出してないということですから、そこまではまだ及んでいないと、私が心配してる疑問については及んでいないという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 今回の選定に当たっては、あくまでも観光協会を外ヶ岡交流拠点施設の指定管理者として適当かどうかということで選定をお願いしたものでございまして、テナントの売上げに関しましては、特段、審査の対象にはなっていなかったということになるかと思いますが、この外ヶ岡交流拠点施設の中では、やはり出店者協議会というものも組織をされております。そちらの中で、やはり売上げに関しての議論ですとか、そういったものも情報交換等はされているものというふうに理解をしておりますので、そうした

情報も、こちらのほうで吸い上げて、そういったリスク管理といいますか、そうしたことに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

2 番 中村敦君。

○2 番（中村 敦君） 指定管理者の選定ということですが、道の駅として機能しているかと思いますが、私、旅が好きで、本当に日本中と言っても差し支えないぐらい日本中の道の駅を見ておりますけれども、下田の道の駅ほど、正直言ってつまらないところはないなど。例えば、南の湯の花売店なんかにしても、いつも地域の人と観光客が、いつもたくさんいますよね。地場産品、魚にしろ、野菜にしろ、わっと売ってるので、いつもすごく活気があります。売上げも億単位だというふうに聞いております。

そういう、何ですかね、にぎわいとかわくわく感がどうにも足りないなど、いつも思っています。さらに、4階のかじきミュージアムでいいんですかね、あそこも正直言って、ほとんど、あまり人がいないですよ。ここに予算で180万円とか、140万円とかの予算、この展示室入館料、ここが予算になるんでしょうかね。人がいてもいなくても、あそこに受付にはいつも1人、ぽつんと、あまりに暇なんですよ。いつも下でこうやって、大概小説か何か読んでますけれども、恐らく、そうでもないといられないと思いますよ。

お伺いしたいのは、指定管理者として、つまり、例えば、4階のスペースは、あれは誰の企画で、じゃあ、あれを変えようとしたら、それは誰が変えることができますか、下田市ですか、それとも指定管理者でしょうか。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 今年の3月にみなとまちゾーン活性化基本計画、策定されたところでございまして、その計画におきましても、道の駅の集客力を向上しようということがうたわれております。そのロードマップに従いまして、4階のほうの再編方針をこれから、今の想定ですと、大体令和6年度の初頭の頃までには再編方針を固めていきたいというふうに考えておるところでございまして、その方針の策定に当たっては、やはり観光協会も含め、市で一定の協議会を設けて策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 2 番 中村敦君。

○2 番（中村 敦君） そうですか。それは喜ばしいことだと思います。例えば、最近多いの

は、駐車場をキャンピングカースペース、ここはキャンピングカーとめていいですよってスペースを造っているところが、郊外ですけどね、の道の駅でよく見かけます。勝手に煮炊きしちゃ駄目ですよじゃなくて、そのスペースは後ろに、とめる駐車場スペースの後ろに、ちょっとした芝生スペースがあって、そこでだったら、直火でなければ煮炊きしていいですよというようなスペースを設けてるところが結構ありまして、つまり、それも今どきの観光事情、レジャーの傾向に合わせた工夫だと思うんです。そういうことも含めて、ぜひその協議会の中で、よりいいものに、活気のある場所にぜひしていただきたいと要望いたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 進士議員と、それから中村議員のお二人の、この論点は、私は首長として非常に重要というふうに感じているところでございます。

恐縮ですが、資料の８ページを御覧になっていただけますでしょうか。

資料の８ページに、今回の公募によらないという形で、観光協会に対して応募をするのかということで、向こうが応募して、これでどうするのかということで、向こうから提案をしてもらったわけですね。それに対しての総評というものがここに載っています。

この総評のボツの一つ目と二つ目を見ていただきたいんですが、スタート時において、助成金申請等の制度による、その内容、この施設の使い方に対しての一定の誓約がございました。これが大きな、実際問題、くびきとなっていたわけです。これがようよう、期限、この期限が切れて、かなり自由度がこれから高まることになります。そこへもってきて、本年１月にみなとオアシスというものを私どもは、ここに設置、登録することとなりました。

隣にある公園、それから漁港施設としての漁協、この漁協も建て替えをこれから予定しています。こうしたものと一体となれば、この場の力というものは大きく増進することになります。この場所で、どんな魅力のあることをテナントにも求めるのかといったことは、今後重要な課題であろうというふうに考えています。

この二つ目を見ていただきますと、施設全体の収益の向上に向けて、行政と指定管理者の協働による取組が必要であると、こういうふうに審査のほうで言われています。これも重要な視点だというふうに感じておりまして、まさにそこが恐らく進士議員も中村議員もおっしゃっていたところと合致するのではないかというふうに私は感じております。

さらに言えば、この指定管理者となる観光協会だけでなく、施設の中に入ってきてくれる様々なグループ、例えば、今の物販の施設ですとか、食堂ですとか、展示施設ですとか、そ

ういったところとも、我々は協働する、共に考えて、共に働くということが肝要というふう
に考えています。

これから精いっぱい知恵を絞ってまいります。また、議員の皆様にもお知恵を拝借でき
ばと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 所管の委員会ですので、大きな視点で3点だけお伺いしたいと思いま
す。

まず、指定の期間ですが、ガイドラインに基づき5年ということでございます。現在が3
年間の指定期間ということですが、この点については、3年間で何か不具合があったのか。
また、5年間のほうが、市長申されたとおり、漁協等の建て替えの中で、この期間、3年だ
と、その漁協の建て替え等と、少し期間がずれてしまうので、長めに取ったのか、その期間
の変更についてお尋ねしたいと思います。

2点目がコロナリスクの関係なんですが、この全体の運営管理計画については、コロナが
収束するという前提で収入であったり、支出というものが算出されているかについてお尋ね
したいと思います。

もう1点目は、先ほど市長の審査結果の中でも、自主事業、収益の向上という言葉がござ
いりましたが、実際、5ページの施設管理事業、指定管理の中で自主事業からの繰入金という
ものが当初年度19万円、最終、5年後が97万円ということで、約80万円弱の収入増というこ
とになっておりますが、数字的に5年間の自主事業が80万円というところが、堅実的なこの
予算の組立てになっているのかとは思いますが、実際の提案という部分では、やはり自主
事業を広めていくというような記載がございましたので、ここの予算書と、実際の提案要旨
のこの数字と、この計画の差異というか、その点について教えていただければと思います。

○議長（滝内久生君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） 今の指定期間が3年ということで、今回5年になった理由
ということなんですけれども、先ほどもお話しした、みなとまちゾーン活性化の協議会とい
うのが平成29年度に始まりました。その当時から漁協の改築ですか、そういった問題も含め
て、みなとまちゾーン一帯で考えていこうというような協議が進められていたんですけれど
も、この現在の指定期間を定める際には、この令和2年からの3年間のうちに道の駅のほう

も、改修も想定されるというようなことで、イレギュラーな対応として、現在の指定管理期間が設定をされて3年になったということでございます。

先ほども申し上げましたが、その活性化基本計画が今年3月に策定をされました。その基本計画のロードマップでは、ちょうど今年度を初年度として、令和9年度までの間に、大体施設再編等の検討や、施設機能の再編整備といったことをしていこうということで、このロードマップとも合致するというので、今回5年間とさせていただいたということになります。

2点目のコロナ収束を見込んだものかというようなことなんですけれども、実際、自主事業の収入に関しましては、コロナの影響で実際に今、かなり落ち込んでいるところでございます。正直申し上げますと、やはりこれ、自主事業の収入に関しましては、徐々に収束していくだろうということを見込んだ計画となっているというふうに御理解いただければと思います。

これ、3点目も同様のお答えになってしまいますけれども、そういう御理解でよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。11時20分まで休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議事を進めます。

◎議第67号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案書の6ページを御覧ください。

議案のかがみでございます。

本議案につきましては、地方自治法第284条第2項の規定により、令和5年4月1日から、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町は、一般廃棄物の広域処理施設に関する事務を処理するため、別紙7ページの内容のとおり規約を定め、南伊豆地域清掃施設組合を設置しようとするものでございます。

提案理由でございますが、一部事務組合を設置することについて、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町と協議するためとしておりまして、本事業につきましては、人口減少や少子高齢化の進行に伴うごみの減少、あるいは稼働中の施設の老朽化、自治体の財政状況による自治体単独でのごみ処理施設の維持管理が困難となっている状況の中、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保していくために、ごみの広域処理を検討してまいりました。

平成30年度から下田市が主体となり、令和元年度に西伊豆町を加え、1市3町でごみ処理広域化の可能性や、ごみ処理方式について調査検討などを行い、令和3年3月に焼却方式による熱回収施設と資源化施設とを広域で整備する方針の下、4市町の合意に至っております。

令和3年9月に南伊豆地域広域ごみ処理基本構想を策定し、同年11月には南伊豆地域広域ごみ処理事業に関する覚書を取り交わしました。

令和4年4月からは、一部事務組合設立準備室を設置し、一般廃棄物の共同処理体制の構築のため、組合の設置に向け、具体的な協議や検討準備に取り組んできたところであり、このたび、4市町の一般廃棄物の広域処理施設に関する事務を共同処理するための一部事務組合として南伊豆地域清掃施設組合を設置しようとするところでございます。

本条例の内容につきまして、議案説明資料により御説明を申し上げます。

お手数ですが、説明資料の41ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、根拠条文でございますが、地方自治法第284条第2項におきまして、普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができると規定されており、協議を行うに当たり、議会の議決を経なければならないことから、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の3町と協議することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

規約につきましては、同法第287条第1項の各号に定める事項について規定を設けることとされており、以下の逐条解説で御説明を申し上げます。

枠に書かれているのが条文、下段に解説等が示してありますので、御参照くださるようお願いいたします。

まず、第1条は、組合の名称を定める規定ですが、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する組合であることから、南伊豆地域清掃施設組合としております。

42ページを御覧ください。

第2条は、組合を組織する構成団体を定める規定ですが、組合は、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をもって組織するとしております。

第3条は、共同処理をする事務を定める規定ですが、組合は、次に掲げる広域ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理することとしており、焼却施設と資源化施設の2施設を掲げております。

第4条は、組合の事務所の位置を定める規定ですが、組合の事務所は下田市敷根13番8号、南豆衛生プラント組合内に置くこととしております。

第5条は、組合議会の組織を定める規定ですが、組合議員の定数は10人とし、関係市町の定数は、下田市が4人、他の3町がそれぞれ2人ずつとしております。

43ページを御覧ください。

第6条、組合議員の選挙の方法について定める規定ですが、第1項では、組合議員は、関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙するとしております。第2項では、選挙を行うべき期日の通知、第3項では、選挙の結果の通知について規定しております。

第7条は、組合議員の任期について定める規定ですが、第1項では、組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期としております。第2項では、関係市町の議会の議員でなくなったときの身分の取扱いについて規定しております。

第8条は、補欠選挙について定める規定ですが、第1項では、組合議員に欠員が生じた場合の補欠選挙、第2項では、選挙を行うべき期日の通知、選挙の結果の通知について規定した第6条の規定の準用、第3項では、補欠議員の任期について規定しております。

第9条は、組合の管理者、副管理者及び会計管理者について定める規定ですが、第1項では、組合に管理者、副管理者、会計管理者各1人を置くこととしております。第2項では、管理者、副管理者は関係市町の長の協議または互選により定めるとしてしております。第3項では、会計管理者は、管理者の属する関係市町の会計管理者をもって充てるとしてしております。

第4項では、管理者及び副管理者の任期は、その者の属する関係市町の長の任期とする。ただし、当該市町の長の職を失ったときは、同時にその職を失うとしております。

44ページをお願いします。

第10条は、組合に置く職員について定める規定ですが、第1項では、組合に職員を置き、管理者が任免することとしております。第2項では、職員の定数は、組合の条例で定めることとしております。

第11条は、監査委員について定める規定ですが、第1項では、組合に監査委員2人を置くこととしております。第2項では、監査委員の選任方法、第3項では、監査委員の任期を規定しております。

第12条は、組合の経費の支弁方法について定める規定ですが、第1項では、組合の経費は関係市町の負担金、補助金及びその他の収入をもって支弁するとしております。第2項では、関係市町の負担金は、45ページにございます別表のとおりとするもので、関係市町の負担割合を、広域ごみ処理施設の建設費では、均等割40%、人口割60%とし、組合及び広域ごみ処理施設の運営費では、均等割20%、ごみ量割80%としております。第3項では、第2項の規定によるほか、臨時に経費を必要とするときの負担金の負担割合は、関係市町の長の協議に基づき、組合議会の議決を経て定めるとしてしております。

第13条は、委任について定める規定ですが、規約に定めるもののほか、組合の運営に必要な事項は、管理者が定めるとしております。

最後に、この規約の附則についてでございますが、第1項では、施行期日を令和5年4月1日としたものでございます。第2項では、組合議員の選出その他の規約を施行するために必要な準備行為は、規約の施行前においても行うことができるとしております。

なお、11月30日南伊豆町議会において、南伊豆地域清掃施設組合の設置についての議案が否決されております。

こちらに関しましては、昨日、一般質問等においても申し上げたとおり、再度、南伊豆町議会で臨時議会で規約案を提出するというふうな説明を受けておりまして、下田市、松崎町及び西伊豆町について、当初の予定どおり規約案を提出することとしておりまして、松崎町においては、一昨日、西伊豆町においては昨日、いずれも可決しており、また、南伊豆町については、1月に臨時会を開催する予定というふうな連絡を受けているところでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ただいま議第67号の御説明をいただきましたが、地方自治法の284条、まずこの都道府県の許可を得なきゃならないと、こういう仕組みになっていようかと思うんですが、この組合の設置の規約が、今後どのようにまず取り扱う形になっていくのか、その経過と、どこにどういう具合に手続を取ってまいるのかということをお尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、既に南伊豆町が参加をしないと、こういう決定をしているわけですので、当然、県知事には書類は出せない、こういうことになろうかと思えます。いつ頃、どういう段取りで手続を取っていくのかと。そうしますと、今、準備会をしておりますが、この準備会も、まさにこの規約が成立しなければ根拠がないと、こういうことになっていようかと思うわけです。この規約ができて根拠はないのに、さらに根拠はないということになってまいろうかと思えますが、その点をどのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そしてさらに、この第2条そのものが、先ほど言いましたように、第1条そのものが組合の成立要件が整っていないと、その根拠は第2条で南伊豆町が、とりあえずこの規約を認めていないと、それはすなわち参加をしないという理解を現時点ではしなければならないと、こう思うわけであります。

第3点目は、エネルギー回収型の焼却施設を造るんだと、そして2としてマテリアルリサイクル施設を造るんだと、こう言っているわけですが、エネルギー回収型の廃棄物処理施設とは何かと、58トン程度の焼却炉でエネルギーを回収するというようなことはできないと、こういう見解が常識だと思うわけです。何ををもってエネルギー回収施設という呼び名で、どんなエネルギーを回収するんだと。まず、この第3条の内容が明確になっていないということを申し上げたいと思うわけであります。

そして、先日、広報しもだで、令和3年の3月に出された基本構想からの掲載かと思いますが、1市3町の9年度におきます計画ごみ量が1万3,966だと。それを235日稼働すると、さらに災害ごみ5%を足して、58トンの炉を造るんだと、こういうことが言っておりますが、下田市が現在、清掃事務所で稼働している日数は310日と、これが各市の常識であります。

285日は、祭日、土日を含めて、全部焼却炉を稼働をしないと、こういう数字になっていようかと思います。年末年始も、お正月も、月に5日も6日も焼却炉を稼働しない日がなければ253日という日にはならないわけです。1週間のうち4日も5日も焼却炉を動かさずにいれるような事態というのは、どこにもないと、どの地域にもないと。一般的に310日、この焼却炉は稼働しているというのが、これまたこの業界の常識ではないかと思うわけです。何で非常識な253日で割るのか。58トン炉という炉の大きさを割り出すために、この数字を使ったと言わざるを得ないと思うわけです。310日で割れば、45トン、40トン台で済むと、こういうことになってまいろうかと思うわけであります。

さらに、1万3,966という、この年間のごみの量をどのように出したのか。それぞれのごみ減量化の努力というものを考えずに、今出されている各市の一般廃棄物の数量、ほとんど15年間で、前にも言いましたように150グラムしか減量しないと、1日10グラムしか、1人当たりでいきますと減量しないというような、計画にもならない計画を基にして、1万3,966トンという、このトン数を出している。こういうことがきっちりと議論がされていない。準備会でどのような議論をして253日で割ることが妥当という結論を出しているのか。さらに、この回収施設の中で、西伊豆、松崎町は、特に西伊豆町は流動式の焼却炉を持っていますので、し尿処理の汚泥を燃やしています。下田は南伊豆と協力して、汚泥を燃やすというようなことはしておりません。南豆衛生プラントで土壌改良剤といいますか、当初、肥料をつくろうとしましたが、なかなか難しい、肥料の質が難しくて、土壌改良剤という形で処置をしようかと思っています。このキルン炉というのは、そういう水気の多い、液体に近いような汚泥を燃やすことが一般的にはできないと言われているわけです。それを燃やするという計画にもなっています。西伊豆、松崎町の汚泥は燃やし、下田、南伊豆町の汚泥はどうするのかと。こういうことさえも議論がされていないのではないかと思います。しかも、このし尿処理の経過から言えば、課長も御案内のように、し尿の中にカドミの量が多い、こういうことで、有害物質だと、飼料にはならないと、こういう経過があって、そのカドミのパーセンテージを低くするために苦労してきたという経過があるわけであります。

そんなものを燃やせば、必ずカドミの量が増えて、肺やじん肺に、地域に広がっていくということは明らかではないかと思うわけです。

し尿を燃やしていいかどうかの議論さえしていない。問題だと思うわけであります。

次に、マテリアル施設についても、そうであります。アルミ缶や鉄の缶・瓶につきましては、あるいは古紙につきましても、市況があって、ある場合にはこの下田市でも1,000万円

を超える売上高になっているわけであります。今、800万円程度かと思いますが、そういう各町にとっては、収入源にもなる、このマテリアルの資源化のリサイクルをどうするかということは、どのようにするんでしょうか。

先ほどの例でいきましても、これも同じ日数で、253日で割っているわけです。日量4.8トンの施設規模の施設が必要だと、こう言っているわけですが、これも3.8トンぐらいで十分だということになってまいろうかと思えます。

当局が出しているこの資料は、日本環境影響センターがつくり上げた資料に基づいて提案をしているだけで、改めてその是非がチェックをされるという体制が今どこにもないと、こういう状態で次々と今進められようとしているのではないのでしょうか。しかも、その日程も、日本環境影響センターがつくった、この日程表に基づいて、今年度規約をつくるんですよ、こういうことでしかない。首長さんがどのように、1市3町のそれぞれの町長さん、市長さんがどのように議論してきたかも、記録さえ出せないと、政策決定過程だと、こんなブラックボックスを次々つくって、巨大な事業の内容だけを前に進めようと、しかも業界の指導の下に進めようということではないかと思うわけです。今、市長が言っているところの時代の流れを力に、将来の下田を創ろうということから言えば、時代の流れというのは、焼却炉を造って燃やすことではありません。ごみを資源として分別し、リサイクルし、燃やさないという方向を目指すというのが時代の流れであることは明らかであろうかと思うわけであります。

さらに、4点目としまして、どういうわけで下田と南伊豆町でつくっている、この南豆衛生プラント組合の中に事務所を置くのでしょうか。それぞれの1市3町の協力の下に行うのであれば、当然、それぞれの自治体のどこがふさわしいかを検討し、その結果として、ここが一番ふさわしいという結論を出すのではないのでしょうか。これまた南豆衛生プラント、汚泥処理センターに置くということが、既に勝手に決定されて、記載がされてたと、これもどのような議論をして、ここが妥当という結論を出しているのか、それさえも明らかに説明をしていないと言えるのではないかと思うわけであります。

さらに、この一部事務組合が既に設立して、病院の組合や消防組合や、あるいは衛生関係の一部事務組合も、斎場も一部事務組合で進められてきているわけであります。一部事務組合の持っている欠点、長所をやはり吟味する必要があるのではないのでしょうか。

地方自治法の284条からいきますと、一部事務組合を決定をしますと、その事業に関わる仕事は下田市議会、あるいは各議会から削除されてしまうと、議論ができないと、一部事

務組合で議論してもらおうですよと。各議会では、それは議題になりませんよと、してはいけませんと、こういうことになるわけであります。

下田市の議員は13人、13人をどうして4人で代表することができるのか、この4人の根拠はどこから出てくるのか。少なくとも半数以上の、この一部事務組合の欠陥をフォローするということになれば、ある場合には全議員ができる、ここに参加できると、こういう仕組みを切り開かない限り、一部の議員のみで、一部の人たちの意見のみで、このごみ処理の運営が進められていくと、実態は首長さんだけが決めて、追認機関としての一部事務組合だと、こういう結果になりやすいと思うわけであります。これらの欠陥をどのように、そうでないようにしようとしているのか、その意図がこの条例のどこに盛られているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

さらに、この一部事務組合からいえば、私はやがて、この組合は長続きをしないんじゃないかという具合に思うわけです。ある自治体が抜きたいと、実質的に下田にごみを持ってこなくても済むよと、こういう事態になったときに、この組合はどうするんでしょうか。解散をする、廃止をする、この規定や方向づけが必要かと思いますが、それらの規定はどういうわけで要らないのか、議論をしないのか、定めないのか、併せてお尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、第12条の、この負担割合でございますが、建設費は4割・6割だと。それから均等割は2割・8割だと、運営費はですね。この基本構想の運営費から見ましても、180億円を超える運営費が必要だと。構想のときは20年ではなくて、構想の前の資料ですかね、30年を想定してますので、180億円といいますと、年間運営費が6億円余かかると、6億円以上かかると、こういう積算を既に出しているわけです。今、1市4町で運営費が幾らかかっているのか、それらの比較もする必要があるかと思うわけです。それらの比較もなしに、1市3町でやる方がいいんだと。建設費にしてもそうであります。やはり、建設費についても4割・6割の負担割合で行くと言っておりますが、4割・6割の負担割合の元の金額が幾らなのかということのデータや資料がなくして、負担割合だけを決めるというようなことは、いかがなものかと。決めていいことではないではないかと思うわけです。どのくらいの費用がかかるのかと、そういうことの割合の中で決めていくことが必要ではないかと思うわけです。

そして、いずれにしましても、場所の問題にしましても、新しい炉を造るのがいいのか、あるいは当然、国のほうも延命化という方式がありますよということを提示してるわけです。

ので、延命化の施策と新築する施策が金額的にどうなるのかと、あるいはごみを燃やしたときの質や灰の量がどうなるのかと、こういう比較論や資料を出し合って、議論の後に方向づけを決定していくということが必要だと思いますが、全くそれらのものはされていないと、本会議の中でも何回も多くの議員が指摘してますように、場所はまだ候補地であって、決定した場所ではないと。こういうことの中で、しからば、生活環境影響調査がどういう形になったら、それでいいんだということになるのか、どういう形になったら、ここでは駄目ということになるのか。この質問にも担当課長も市長も、明確な答弁をいただいていないと。資料の提出もいただいていないと。こういう状態の中で、この規約をいいか悪いかだけの判断をしようというのは、やはり大きな問題があると、市長にこの議案を撤回していただかねばならないと、私はこう思うわけです。

自分の意見と質問とを併せて発言をいたしました。それぞれの質問に、ぜひとも御答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ちょっと質問事項が多かったので、全てお答えできる、漏れがあるようでしたら御指摘をいただきたいと思いますが、初めに、この規約の今後の手続という御質問だったかと思います。

現在、南伊豆町については否決されたということですが、先ほども申し上げたとおり、南伊豆町議会が1月にまた臨時会を開き、本件について審議をするということとなっております。

1市3町の規約の議案が全て、当然そろわなければ、県のほうの許可申請というのもできないということは確かなこととございます。ですので、この臨時会の結果を待って、その後、1市3町の首長の協議書というのを作成した上で、今回の議案の議決書等を付して申請をしていくというような流れになることとなっております。

それから、第3条のところのエネルギー回収施設とは何であるかということですが、これは焼却施設の焼却に伴って生じるエネルギーを施設の中で有効活用するというような施設でございまして、発電はおっしゃるとおり、一つの例ではございます。今回の施設は発電というには、ちょっと規模が小さいということで、発電はできないというようなことになっておりますけれども、余熱利用という形で今、基本計画等を作成していく中で利用の仕方を検討しているところでございます。

それから、焼却規模のことについての御質問をされておりました。それで、日数が253日

というのは少ないんじゃないかというような御指摘をされておりますけれども、現在、今の焼却施設につきましても、長期包括委託という形で運営をしておりますけれども、現在は土日が休みということで、年間大体100日程度焼却しない日と、いわゆる働き方改革という影響もあるかと思っておりますけれども、いわゆる準連続型の運転であるということであれば、土日は基本的には焼却をしない日というような積算でやっております。

それから、第4条のプラントに事務所を置いたということの御指摘ですが、それは解説のところに記載をしてありますけれども、当然、施設が完成、竣工したときには、事務所の位置というのは新しくできた施設に定めていくことになりますけれども、施設整備が完了するまでの間については、そこに事務所を置けないものですから、今プラントの1室、会議室を1室借りて事務所の位置としているものでございます。

それから、組合議会の根拠ですとか、市町の議会との関連性というんですか、それから人数の関係についての御質問だったかと思えます。今後、1市3町で当然組織、1市3町でこの事業を進めていくというふうになった段階で、それぞれの市町の人口であったり、将来的なごみ量を見た中での、そういった処理を共同でやっていくということになりますので、それを共同しようとする事務について、それぞれの市町の、そういった先ほどの規模的なものとかに応じて、議会にそれぞれ議員を選出していただいて、1市3町でやっぱり今後は議論していくというようなステージに今後移っていくというふうに考えております。

共同処理をしようとする事務については、やはりそちらのほうの組合議会というものがございまして、そして、清掃処理というものの全てのことをこの組合に委託するわけではございません。処理をするということではございませんので、残った事務については、引き続き各市町の議会等で議論していただく、組合議会で議論すべきことについては、組合議会で議論していくと、このようになっていくと思えます。

それで、人数については、こういった一部事務組合において、人口規模的に見て、大体10名程度が妥当な人数だということで、これは県のほうで一部事務組合の運営の手引というのがございまして、そういったところの内容や、県との指導を受けた中で、そういったものがありまして、それをいわゆる人数の配分としては、均等割と、それと先ほど申し上げたごみ量とかに応じた形での実績割というんですかね、それから人口割と、こういったものが算出の根拠となるわけですが、いわゆる組合議会においては、今後運営していく中で人口的なもの、それからごみ量的なものが、下田市の場合は、他の3町のおおむね、大体2倍ぐらいになってくるというところで、均等にまず2人ずつの議員さんを出していただく、これ

に加えて、そういった実績と人口等の規模も勘案した中で応益割というんですかね、そういったものの総合した考え方として4名・2名・2名・2名というような形で協議をしたわけでございます。

それから、自治体の中で抜きたいというような自治体が出た場合の対応ということで御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、自治法の規定に基づきまして、そういったところがあれば、当然、規約について変更しなければならないので、そういったところを議会に諮るというような、この規約についての変更については、これは今現在、規約の設置について皆さんにお諮りしているように、各市町の議会でやはり諮っていただくような形になるかと思います。

それから、12条の負担割合については、これも先ほどの議会議員の考え方と同様になってきますけれども、いわゆる均等割の部分と、人口に応じたもの、あるいはごみ量に応じたものという中で、建設については、今回でいうと1市3町の共通のいわゆる財産というものを建設するわけですので、そういった中で均等割と人口割でもって算出して、協議をした結果、40対60が妥当なラインじゃないかというような、これについては、他の一部事務組合の状況ですとか、近隣自治体の状況ですとか、そういったものも勘案した中で、あとはそれぞれの市町の意見等を協議して、調整をしております。運営費についても同様の考え方ですが、他の一部事務組合ですとか、そういったものの状況、それからそれぞれの市町の意見ですとか、そういったもの、あるいは他の3町につきましては、運搬費が例えば上がるだとか、そういった事情も協議をした結果として20対80というような負担の割合を協議したものでございます。

し尿・汚泥につきましては、プラントのほうの資源化施設というものの老朽化ですとか、そういった問題があって、今後どうするかというような中で、今、プラントのほうの議会で資源化施設は将来的に取壊しというようなものも視野に入れて協議が進んでおります。そういったところで、その後の切替えを今回の新しいごみ処理施設の中で焼却をしていくということで、今の基本構想の中でも、西伊豆町の汚泥とともに、焼却するというところで数値等が加算されているところでございます。

し尿・汚泥、脱水汚泥ですので、焼却については今現在予定しているストーカ炉であれば、焼却については問題はないというようなことになっております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今のお話ですと、来年の1月に南伊豆町議会が再度臨時会を持って、この規約案を出すと、しかし、それでさえそれは可決されるか、否決されるか、それはそのときの状況でということになるかと思うわけです。そういう状態のものを今可決するというのは、やはりそれこそ議会軽視といいますか、これが下田市で可決されても、運用がされない、実行がされない、こういう規約になるかと思います。さらに、先ほども言いましたように、南豆衛生プラントの、この土壌改良という形で事業をされてるものを、それを中止をして、し尿・汚泥を燃やすんだと、こういう案になっているわけで、それらも既に南豆衛生プラント等で議論がされて、結論が出されている現在の自体ではないと、こういうことだと思うわけです。そういう段取りだというだけであって、その話が具体的にされているわけではない。そういう不十分な計画の中でこれが進められようとしている。しかも、この規約の中には書いてありませんが、当局の予定するところは、収集も炉の運営も、業者に任せると、PFIでやるんだと、こういう方向で今進めていようかと思うわけです。そうしますと、自治体に関わるごみ処理の部分はどこなんだと。全部委託料で業者任せと、収集も民間委託ですよ。ごみの燃やすことも委託ですよ。施設整備は市町村がそれぞれお金を出しますけど、運営は民間委託だと。そうしますと、ごみの資源化とか、減量化とかという、この課題は燃やせばいいんだと、どうでもいい形になってはしまわないかと思うわけです。現に、そういう形になってるとというのが実態ではないかと思いますが、それらのことは、そういう具合になりませんよという保障がどこにあるのか御答弁をいただきたいと。

それから、そういう観点で言えば、この規約によって、どこの事業が一部事務組合の事業になって、そうでない、例えば下田の議会で議論する場所はどこだと、こういう区分が明確に説明していただく必要があろうかと思うわけです。

各自治体におきます、既にできている松崎、西伊豆等の炉や処分場の解体は、どこがやるんだと。各自治体で恐らくやるんだろうと思いますけど、そうなのか。

この施設の焼却炉まで持ってくる運搬費の費用は誰が払うのか、それぞれの市町村が払うのか、それとも、この一部事務組合が全体の経費として払うのか。それらの説明も全くされていないというのが実態ではないでしょうか。

概念的には共同の事務を共同でやるんだと、共同でない事務については、それぞれの自治体でやるんだという、課長からの御答弁ですが、具体的には、それなら、しからば、どういふことになるのかという説明は全くいただいていない。

それから285日しか収集をしない、あるいはごみを253日ですか、しないなんてことになり

ましたら、これはとんでもないことになっちゃうんじゃないですか。暮れや夏場の忙しいときのごみの処理はできないと、月に5日も6日も休んでたら、焼却炉を動かさないなんてことになってたら、処理ができないということになってしまおうかと思うわけです。現実253日しか動かしてないんですよと、土日は休みですよという、こういう御答弁ですが、土日を引いても253日にはならないんです。休日・祭日全てを、暮れは全く28日から31日までは、役所が休むように、同じように休みますよと、こういうことでなければ、253日なんて日にちは出てこないんです。全く、この58トンの炉を造ろうという、この目的のために数字をつくり出してると言わざるを得ないと思うわけです。これらのチェックを、まだ僕自身もチェックができてないところはいろいろとあろうと思いますが、それらのきっちりチェックがされて、この計画が妥当なものであると、こういう結論が、吟味しない前にどんどん進めて、この一部事務組合だけをつくるんですよというのは、まさにいかがなものかと思う。

それで、ごみ減量化をしてきますと、この均等割、ごみの量の割合も減ってようかと思いますが、経費はごみ減量化をしていくと、経費が削減されることになるのか、ならないのかお尋ねしたいと思うわけです。

今、市長も、各市も、この準備会の人たちも、ごみを減量化していくんだと、そうしますと、ごみを減量化していくと、今の予想では30年間で180億円、年間6億円だと、この6億円というのは、今の四つの炉を燃やしている経費よりも同等か、それ以上じゃないかと思うわけです。そういう比較論もしないで、進めていいのか。新炉をつくるよりも、国が言っているもう一つの延命化っていう策もあるんじゃないかと。その策も検討しないで、新炉がいいんだという、この進め方はいかがなものかと。1月までの、当然南伊豆町までが期間があるのであれば、その期間をやっぱり真摯に、議会や市民に当局はその内容を説明し、まずい点は訂正をしていくという、比較論もするということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。午後1時15分まで休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時15分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、午前中にいただきました御質問についてお答えいたします。

初めに、沢登議員に基本構想をまた御確認いただきたいと思いますけれども、今回の一部事務組合で行う、処理する業務について、収集運搬については、各市町がそれぞれ今までどおり所管することとしております。今回の組合で処理する部分というのは、中間処理から最終処分についてまでということになっておりますので、また基本構想で御確認いただきたいと思います。

それから、同じく253日という規定、運転日数ですけれども、こちらも基本構想に記載してございまして、土日のほかに修繕あるいは点検等による平日に、全停止が5日、それから年末年始3日、計112日を動かない日ということで設定をしているところでございます。

それから、どこまでが一部事務組合の共同処理する事務かということについては、これは第3条に記載のとおり、広域ごみ処理施設の設置・管理及び運営に関する事務ということで規定しているところでございます。

それから、経費の関係で御質問があったかと思いますが、この経費の削減効果という、このスケールメリットの部分というのは、昨年2月19日に全員協議会に報告しているところでございますけれども、そちらの中で施設の建設並びに運営に関し、こういった形でスケールメリットが働きますよということで、資料を作成して御説明を申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） そうしますと、確認ですけれども、西伊豆町から、例えば下田に炉ができた場合には、西伊豆町から下田まで持ってくる運搬費は西伊豆町持ちだと、あるいは松崎町も同じようにそうだと、そういう理解でよろしいのかということと、先ほどスケールメリットというのは、2月19日に説明したんですよと、こういうことですが、再度、説明をいただきたいと思います。具体的にはマテリアル施設の推進についての説明はほとんどされてないと思うわけです。1市3町がそれぞれ炉を造るよりも1か所で造ったほうが効率的ですよという、こういう枠組でしかないという具合に思いますが、どういう説明をしたのか再度お尋ねをしたいと。

それから、この費用についてですが、第12条の費用ですが、市町村の負担金補助金及びそ

の他の収入を持ってする、具体的に補助金、その他の収入及び負担金というのは、どういう具合に算定をされるのか、どういうものを想定しているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから最後に、市長にお尋ねしたいと思うんですが、この一番の欠陥は、南伊豆町が現時点で参加をしないということを決定してるわけですね、議会の中で、にもかかわらずこれを進めるということはどういうことなのか、これは下田で議会が議決しても、県にも出せない。議決したとおりにこの事業を推進することができないということが明らかだと思うわけです。まさに、そういう意味では、議案としての要件を備えていない。当局も、先ほどこれを議会で審議するんだっていう結論を出した議会も、残念ながら下田市議会も法に基づく、あるいは条例に基づく運営をしようという姿勢に立っていない。岡部町長や松木市長が、それぞれいい人で、やがて可決されるだろうから、それで進めましょうと、まさに人による恣意的な運営をこの議会で運用しようとしている。しかも100億円からの大事業をきっちり議論をし、法に基づく執行ではなくて、人による執行を認めると、勝手な執行を認めるというとんでもない誤りを犯そうとしていると僕は思うわけです。ぜひともこれは市長に反省していただかなければいけないと思いますし、法の場合の平等、条例の制定をして、議会の議決を経て、そしてそれを執行すると、こういうことが当然進めなきゃならない、議案としての要件を備えていないにもかかわらず、それを議会に上程して議論をさせると、それを議論をする、この議会の、議会制民主主義の在り方そのものが問われるという、とんでもない状況が今進もうとしてるんじゃないかと思うわけです。そういう認識が市長の中にあるのか、あるんだとしたら、ぜひともそれを解決するような答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） さきに沢登議員の動議が否決されたときにも多くの議員の方々がおっしゃっていましたが、今般の南伊豆町の否決というものは、その根拠として土地に関する事情、これによって時期尚早、こういう表現が新聞には載っていました。

一方で、私はこのまちの首長として、沢登議員御指摘のとおり、この議案を上程することは適切だろうかというふうに、やはり疑問を持ちました。それは、他の2町も同じです。それで、そうしたところで、町長のほうから皆さんにちょっとお話があるということで、すぐに、翌日だったと思うんですけども、みんなで集まって話をしまして、その中で、南伊豆町

長からの説明があって、それを踏まえて、みんなでじゃあ、やりましょうということで、今進んでいるところでございます。

議員既に御承知のとおり、松崎町、西伊豆町では可決されたところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） まず、経費のスケールメリットの関係の御説明をということでしたけども、令和3年2月19日、全員協議会の中で南伊豆地域広域ごみ処理事業負担割合について削減率の比較ということで、建設費と運営費の、それぞれ削減効果を令和元年の可能性調査の中で算出されている費用を基に計算したものを出示しております。

その中で、建設費というものの一定の効果が示されているよというようなことで、ちょっと数字的なものは、すみません、また資料を御覧いただきたいと思いますけれども、説明しておりまして、その建設費というもののの中に、今、この規約の中でも規定している焼却施設と、それから資源化施設、この双方の建設費ということで、示しているところでございますので、御確認をよろしくお願いいたします。

それから、先に運搬費の経費について各市町がということですが、こちらについては、議員の御認識のとおり、各市町が引き続き負担をすることとしております。

最後に、12条、組合の関係市町の負担金補助金及びその他収入ということで、補助金というのは、収入としては、今後いわゆる交付金ですとか、それから各市町の負担金、それからその他収入というのは、今のところはないものと思っておりますけれども、というふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 所管の委員会の委員長ですが、全体的な大きな視点ということで、動議の反対討論の中でもさせていただきましたが、やはり審議を深めていくという中で、この議案が上程されておりますので、委員会ではなく、大きな視点で、この本会議の中で3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、南伊豆町議会での否決を受けまして、岡部町長より説明があり、その内容はということで、臨時会を開くというような説明までが現状答弁いただいておりますが、その臨時会の中で再上程ということで、議員が時期尚早として否決した理由、土地の購入の問題、事業

終了後の建物等の解体の問題、この点をどう改善して1月、南伊豆町議会の臨時会に上程するのかという内容の説明を受けているようであればお聞かせいただきたいと思いますし、その説明がないようであれば、欠席していた議員が2人来るから可決できるんじゃないかという臆測になってしまいますので、南伊豆町議会が可決されるであろうという根拠を細かく、具体的に説明をいただきたいと思います。

2点目が、市町合併をせず、広域連携という形で進めていく中で、いろいろな事業が一部事務組合という形で進んでおる現状でございます。今般、新たにごみ処理についても、一部事務組合ということで現在進んでおりますが、一つ、事務組合の方式として複合的一部事務組合という制度が少し、ちょっと私が勉強させていただいている中でありました。一部事務組合が幾つも設置され、組合ごとに議会や管理者等の組織を設ける必要がこれまでございましたが、昭和49年、地方自治法の一部改正により、効率的な運営という観点で複合的一部事務組合の制度が新たに設けられているところでございます。

これについては、相互に関連する事務を共同で処理する場合ということで、相互に関連する事務ということで、南豆衛生プラントのし尿処理と、この今回設置を予定しております南伊豆地域清掃施設組合については、し尿の燃焼ということで、やはり相互に関連する事務かと私は考えますが、この複合的一部事務組合の設立については、これまでの協議の中で議題に上がったかどうかお尋ねしたいと思います。

3点目になります。本設置に関する規約の中で、附則の部分で、この規約については令和5年4月1日から施行するという附則になっておりますが、その、この4月1日を施行日とした根拠について教えていただきたいと思います。なぜならば、現在下田市が中心となって事務委託を受けている生活環境影響調査、これについては、令和4年から令和5年にかけてこの事業が実施されております。事業実施の途中でもありながら、一部事務組合が設立するということは、この生活環境影響調査についても、この事業自体を下田市の事業としてではなく、一部事務組合のほうに移管される、そうした場合、影響調査の中で、場所の問題等、問題が発生した場合、このことについては、一部事務組合に移管されてしまうのでしょうか、されないのでしょうかという点と、あと仮に、この生活環境影響調査が終わって、恐らく6月末、7月末ぐらいなのかと思うんですが、それ以降、規約の附則の中で施行日を、例えば、現在令和5年4月1日から施行するというものを令和5年8月1日から施行するといった場合、こういった問題があるのか、はたまた問題はないのかどうかについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今の江田議員の御質問のうちの最初の部分、南伊豆町の可決できるという、その根拠はあるのか、あるいはそれについての説明があったのか、この部分について私のほうから申し上げます。

否決となったことで、議会と町長との間で、議会というか、一部議員と町長との間で話し合いが行われて、かくかくしかじかという話がありましたということを受けました。私は、それを聞いて、なるほど、それは十分にそれでは可決になるであろうというふうに感じました。ただし、この話し合いの内容については、両者の信頼関係の中での対話ですので、私がその一部だけを切り取って申し上げるというのは適切ではないというふうに考えますので、恐縮ですが、この詳細を私が申し上げることについては差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからは、2点目にありました複合的一部事務組合についての協議から以降の御質問にお答えしたいと思います。

複合的一部事務組合ということで、現在南豆衛生プラント組合は、下田市及び南伊豆町、それで清掃のほうにつきましては1市3町という形での合併というか、事務組合というような御指摘かと思うんですけれども、議論としては実はありまして、当然、し尿処理といったものも含めて、建設地が隣接してるといような事情も場合によってはあるというような流れの中でありました。ただ、この場合にし尿処理につきましては、西豆衛生プラント組合というものがありまして、1市3町が合併した場合には、し尿処理につきましては、今ある、現存する南豆衛生と西豆衛生の二つのプラントも合わせて、複合的ではなく、全部、し尿処理と清掃に関する、いわゆる全部事務組合という形での合併というふうに、最終、形としては進んでいくようになってしまいうんではないかと。そうなりますと、いわゆる負担割合等について、かなり複雑な議論が発生してしまうということで、協議等に変長期の期間を要するのではないかという中で、今回、焼却施設等の老朽化とか、そういった事情の中で、今回進めるべきは清掃施設についての議論を進めて、今後の中で、またそのし尿処理といったものの組合との考え方というものを協議していったらいいんではないかというような協議がございました。

それから、施行日が令和5年7月1日というようにお話でしたけれども、これは一般質問等の中でお答えもしているところですが、現在の整備というものが生活環境影響調査

等の調査、それから共同処理体制の構築というのも並行して進めていく中で、組合が設立して、業務を開始することで進めていける事業というものがあるんですけども、それは例えば事業者選定ですとか、そういったものになると思います。そちらを今の環境影響評価というものが結果が出ましたら、そちらを踏まえて場所を決定し、次の業務に進んでいくという、その流れを滞りなく進めるために、今年度の当初に当たる4月1日から体制を整えて進めていくと。これには、事務的ないろいろ準備期間ですとか、当初、暫定予算等の中から始まって、組合議会を最初、臨時会で開催をして、予算等も審議していただくような流れになるんですけども、そういった実際に業務を本格的に稼働するためのいろいろな準備というものもありますので、そういったものも踏まえて、年度当初から組合を設立してスタートするというような流れというふうに考えております。

それから、環境影響評価については、組合のほうに移管していくような考えではありますけれども、何か問題が生じたときに対応するというのは、当然下田市も含めてのお話になるかと思っておりますので、そういったものも含めて、もろもろ組合と協調して実施していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 首長同士の説明の内容は、信頼関係の中で説明できないということでしたが、南伊豆の町議が時期尚早という形で疑念を生じております土地の購入の問題であったり、終了後の問題、当然、旧湊病院の問題で、南伊豆町で今議論になっておりますので、そういった問題を疑問視されることは当然のことかと思えますし、土地の購入の問題については、私も一般質問の中でさせていただいているところでございます。

そういった説明の内容を踏まえて、南伊豆町の執行部としては、同じ内容で同じ説明のまま1月臨時会で説明するのか、その土地の問題、事業終了後の問題の方針をしっかりと示して再度議案を上程するのか、その点を、その説明の中で、報告の中で、首長同士の報告の中で聞いているようであれば、お聞かせいただきたいと思います。

次に、複合的一部事務組合の関係ですが、自治法の改正で、関係市町間で事務が異なる場合も、この複合的一部事務組合が設立できるという内容でございます。ごみ処理が4市町、し尿が2市町であっても、複合的な一部事務組合をつくることができますので、そういった場合であれば、今の負担割合ということに対していじる必要がないと思っておりますので、そこも含めて協議をされたのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

あと3点目、準備期間も含めて4月1日からということでございますが、現状、この規約の中の附則の2として、組合議員の選出その他の、この規約を施行するために必要な準備行為はこの規約の執行前においても行うことができるという附則がございますので、これまでの執行側、市長の説明のとおり、生活環境影響調査が終わって、初めて場所の決定をしてという御説明いただいておりますので、やはり附則の中で、この施行については、環境影響調査が終わった時点を施行日とすることが当局の説明と合致するのではないかと思います、この附則の2にある準備期間における行為の中で、そういった対応ができないのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 一番最初のお話、次回臨時議会に何か違うものを出すのかとか、あるいは説明が何か違うのを行うのかといった、そういった御質問でよろしいかと思います。

それについては、私たちも同じ疑問を感じましたので、それを確認しております。南伊豆町としては、議員の理解が十分でなかったと整理し、したがって、もう少し丁寧な説明を行うことで可決される見通しであると、こういうような説明でございました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 複合的一部事務組合、おっしゃるとおり、南豆衛生プラントと、今回設立予定の組合ということになりますと、複合的一部事務組合というふうになるんですけれども、ただ、構成市町が、清掃のほうは1市3町でやっている、その同じ1市3町でありながら、西豆だけ含めないというふうな、まず考え方は、ちょっと違うんじゃないかということと、あと、今南豆衛生プラント組合でも今現在定められている負担割合が既にありますので、それと今回清掃のほうで合意している割合というのが異なっていますので、複合的一部事務組合を設立するに当たっては、再度協議が必要になるんじゃないかというようなことで、先ほど申し上げたように、清掃施設という形で一旦は話を進めてきたものでございます。

それと、準備行為ですけれども、こちらで今想定している事前の準備というのが、いわゆる事務的な、要は議決をいただいた後に行う市町間の協議書の締結ですとか、その他、もろもろの事務的な手続というものを準備行為というような形で想定しているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1 番 江田邦明君。3 回目です。

○1 番（江田邦明君） 土地の購入であったり、事業終了後のことについては、また委員会の中で細かく、下田市議会の所管委員会としての質問で深めていきたいと思います。

複合的一部事務組合については、課長の説明で理解をさせていただきました。

最後、準備期間ということで、恐らく令和5年当初から予定されているのが事業者選定アドバイザー業務といった内容かと思います。冒頭の説明の中で、このアドバイザー業務については、環境アセスが終わってから業務委託をするような御説明だったと思いますので、そういった事務的な準備行為以外に、発生してくる事業自体がこの事業者選定アドバイザー業務だけであるのであれば、この組合規約の附則の施行日を環境アセス終了の1日をもってでもよいのかなと思いますが、そういった対応はできないのか、最後お尋ねして終わりにさせていただきます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 準備行為として、想定しているものは、先ほど申し上げた事務的な部分ではあるんですけど、今後進めようとする事業者選定についても、委託をしてからやるという部分も当然あるんですけども、委託に入る前に進めていかなければならないような部分というの、実はあるものですから。それから、4月以降、組合議会のほうの事務というものも進めていかなければならないことになりますので、そういった準備をもろもろ進めていくということで4月1日というふうにしているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

6 番 佐々木清和君。

○6 番（佐々木清和君） 5点ほどにさせていただきます。市長の説明もありましたように、1月に南伊豆町が再審議するという、可決するだろうという前提で話合いが進んでいるようなんですが、下田がそれを前提に物事を進めるというのは、この南伊豆町の議会及び町民に対してどうかなと、これ逆の場合、下田の議会が決まなくて、市長がいいじゃないかと、下田の議会は了解するだろうと、進めた場合、逆の場合ですよ、ほかの町の町民は、うっと思ってしまうんですよ。ですから、どういう内容で市長と南伊豆の町長と、何人かの議員さんと話し合われたということなんですが、町民及び議会に本当に失礼なお話じゃないかなと、逆の場合、考えた場合、下田がそうされた場合、下田が決めてないのに、何でほかの町がどんどん行くんだらうということも、比較としては捉えられると思うんですが、この辺、市長

の見解。

それから、万が一否決された場合、市長さんはどういうふうな行動を取るのかお聞かせいただきたいと思います。

町長さんと一部議員との話合いが、全て公にはできないということでしたけども、そういうものの前提としては、余計南伊豆町議会に失礼ではないかなという気が、私は市民感覚として感じております。

それから次、一部事務組合の位置が衛生プラントと同じ位置になっているけれども、南豆衛生プラント組合の同意を得られているのでしょうか、この辺の確認を。もし得られているのであれば、何月何日にどこで締結されたのか、提示いただきたいと思います。

それから、私、技術屋としては、ちょっと効率は悪いんじゃないかなと思ってんですが、1市3町でゴミ焼却などの中間処理施設を共同で進めるとのことですが、燃焼、焼却の際、発生する熱を活用して温水をつくるというようなことも項目に入ってるんですが、焼却量の量からいくと、発電も水もどうかなという、効率的にね、余分な施設を加えることによって運転管理も大変になるんじゃないかなと思うんですが、個人的には意味がない施設だと思うんですが、これをつくる前提として、できた温水を、これ下田でしか使えないわけですけど、ほかの3町にどういう説明をされるのでしょうか。その辺を御説明ください。

それから、一部事務組合が設立された場合、計画されていたとおり、敷根地区での新たなゴミ処理施設などの建設は、組合の主導で実施され、下田議会のチェックが効かなくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それから、これは何度も確認をさせていただいているんですが、市長は敷根地区での1市3町のゴミ処理施設の建設については、議会や区民に対して生活環境衛生調査の結果によっては、中止の選択もあると明言していますが、このことは今後も約束として守られるのでしょうか、再確認をいたします。

それから最後に、現在の下田のゴミ処理施設の建設地は、下田市廃棄物処理施設として、都市計画決定が出されているところです。下田市の最も重要な公の施設として、市条例で定められております。この場所での新たなゴミ処理施設の建設は少なくとも、下田市都市計画決定の変更、下田市じん芥処理条例の廃止をしなければ、建設は不可能と思われそうですが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私のほうから三つほどお答えしようと思います。

まず、松木が町長と議員と話し合ったという、今、佐々木議員のお話ありましたけど、これは誤りですね。私は首長たちと皆さんで話をしたんであって、南伊豆の議員とは話をしていません。まず、この大前提は、ひとつお間違いないようにお願いします。

議会の閉会直後に、議員と町長とで話し合ったというふうに聞いています。それは、議員も町長も町民の代表ですね、そこで話合いが行われて、それで、その話合いの結果を踏まえ、まずは担当者会議が事務レベルで直ちに行われております。その後、南伊豆町長が、この3首長に対して説明をし、了承されたということです。

それから、もうひとつ、もし、再度否決された場合どうするのか、これはもちろん大変なことになります。これは、先ほどのアセスであるというなら、本当に場所を変えるのかと、これに近い、つまり物事が絶対ということはありませんので、いろんな事情、社会的な事情によって、あるいは何らかの環境変化によって、柔軟に私たちは対応するべきだと思います。

アセスというのは、議員も御承知だと思いますけれども、これをしたらどうなるという、そういった予測をするわけですね、その予測、環境影響の予測をする、それで、このような課題があるというふうなものが幾つかの分野であって、それに対してどのような対策を講じるのかといったところまでやるわけです。その対策を講じることができなければ、計画は当然のことながら、戻って、ある位置まで立ち戻って、そこから考え直すということになります。

それから、最後に、都市計画決定についてのお話がありました。都市計画決定、これはごみ処理場というのは、決定権者は市になるわけで、その町の首長になるわけですね。この期間において、県と一応お話をいたします。今回のものについて、都市計画決定が必要かどうか、都市計画決定というか、都市計画決定の変更が必要かどうか、これについては、例えば、アセスの結果、もう少し広い面積が必要だ、あるいは今の設計をしている中で、もう少し区域を広げるべきである、こうしたことになりましたら、当然、都市計画の、そういった手続に入ります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） すみません、私からは議会のチェックが及ばなくなるのではないかなというような御質問があったかと思っておりますので、そちらについてお答えしたいと思います。

一部事務組合、当然、組合の議会もございまして、そちらの組合の議会の議員さんは、当然ながら、本市含めて1市3町から選ばれた議員さんがその議会の議員というふうになり

ます。

例えば、今、一部事務組合で下田メディカルセンターであったり、消防なんかがございませうけれども、当然、それを進めていく上では、運営会議みたいなものが設けられまして、それこそ、各市町長が集まって、運営会議を開いて、どうしていこうかというようなところを話し合っているところでございます。そうした意味でも、例えば市民の方からの意見であったり、下田市議会の議員の皆様からの意見などというのも、その場で話し合われることになるかと思えます。

加えて言うならば、先ほどもちょっと答弁の中にあったかと思うんですけれども、当然ながら、その組合の運営にかかる費用というのは、各市町からの負担金から成るところが大きなところでございます。その負担金、当然、下田市が負担する分については、当然、予算として下田市議会にお諮りして決めていただくことになると思いますので、そういった意味では、チェックは及ぶものと思っております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからお答えいたします。

一部事務組合のプラントの同意を得ているのかというようなお話でございませうけれども、こちらにつきましては、現在準備室というものが南豆衛生プラントの会議室を借りて、今現在業務を行っているところでございまして、そちらにつきましては行政財産の目的外使用ということで、許可を得て使用しております。

引き続き、一部事務組合につきましても、同様の手続でもって、許可を得て使用していく予定としております。

それから、余熱の利用に関しての御質問がございましたけれども、余熱につきましても、主に場内でのお湯等の使用等の方向性、あるいはその他でもって、今現在、施設整備の基本計画を策定している中で検討しているところですので、そちらのほうの結果で御覧いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 答弁漏れはありますか。佐々木議員。

○6番（佐々木清和君） 環境アセスで適正でないかという結果が出た場合どうするかという点。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） ただいま市長のほうの答弁でございましたとおり、もし、アセスで異常な結果等が出たら、それはもう大変なことだということですが、特に問題がないようであれば、今現在交渉しているところで進んでいくというような考えでおります。以上です。

○議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

○6番（佐々木清和君） ありがとうございます。最初の質問は、細かなことが理解できなかったんで伺いましたんですが、南伊豆町長さんが、議員皆さんと話をしたのか、それとも一部の議員の方たちと話をしてまとめられたのか、その辺、全会一致での協議にされたのか、その辺をちょっと知りたかったわけですね。それがいい中で、下田のほうが進むということは、逆に言うと、南伊豆町民に対して失礼ではないかなという、市民感覚で物を言わせていただきました。

それから、余熱利用、そんなにいい効率ではないと思うんですが、下田だけしか恩恵がないわけですね。これは他町がどういうふう調整するんでしょうか。南、西、松崎までお湯を持っていくわけにいかないでしょうから、恩恵は下田だけになると思うんで、そういうことを考えると、こういう余熱を使うというのはいい発想ですが、私が言ったように、余分な施設というのは管理が大変なんで、この辺の分担はどういうふうされるのかということをお伺いしたんですが、その回答がございません。

それから、下田市じん芥処理条例の廃止をしなければということで提示したんですが、この辺の答弁もなかったと思うんですが。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 余熱の利用に関しましては、おっしゃるとおり、お湯沸いたとしても、よその町には当然持っていけないと思います。余熱利用をするということは、それを交付金の要件というふうになっております。今回のエネルギー回収施設の循環型社会形成推進交付金というものを活用する予定ですが、交付金の中で、そういうエネルギーの有効利用というものを要件としてありますので、最低限、今回の施設を建設するに当たって必要なエネルギーの回収というものをしなければならぬということを前提に建設の想定をした中で、1市3町が合意しているところです。それは、お湯を持ってくるのか、持ってこないのかというふうな、そういうふうなお話ではなくて、そういうものを含めた形での建設というものに合意をしていただいているというふう考えております。

それから、施設の廃止の手続ということですけども、今回、仮に、今の施設のところで進むとすれば、これは廃止ということではないので、廃止の手続があるかないかというのは、今後も引き続き県との中で協議をして、必要な手続はしてまいるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 先ほどの佐々木議員の話の中に、町民に失礼に当たるという表現が繰り返されたわけです。これについて、私の考えを申し上げます。

南伊豆町長や南伊豆議員の考え、そのお話を尊重しようということで1市2町は議会に上程したわけです。このことが町民に対して失礼に当たるかどうかというのは、論理的に矛盾してると私は感じます。念のために申し上げます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。3回目です。

○6番（佐々木清和君） 市長の答弁、ありがとうございます。これ、町民の立場で、町民感覚で申し上げさせていただいてます。市長、議員の立場でなくて、町民がどう思うかという、町民の立場で発言をさせていただいておりますので、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。

それから、余熱で沸かししたお湯の分担、ほかの3町との話、どういう形でまとめるんでしょうかと。下田だけが利活用できると、この辺、他町と話し合いは進められているのでしょうかということと、それから組合ができると、議会の話がなかなか通じなくなるんじゃないかなと、これは消防組合、メディカル、経験してますけども、私たちも、組合の情報、資料しか頂けません、消防組合も資料しか出しませんので、従来どおり、100%議会の意思が反映されるのかなって、その辺が心配なので質問させていただきましたんで、これは消防組合、メディカル含めて、過去の経過で、もっともっと情報が共有できればっていう意識があったもんですからね、その辺が、下田議会の意思が組合に反映されるのかっていう、その辺を保障していただければということで質問させていただいたんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） 先ほどの議会のチェックが及ぶかというようなところは、先ほど御答弁申し上げたとおりですけども、なかなか皆様に情報が、今あるメディカルですとか、消防のほうなんかの情報が伝わっていないというようなことであれば、いろいろと御意見いた

だくためにも、今後情報提供に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 余熱利用のことについても、先ほどから申し上げたとおりですけれども、そういった余熱利用を行う前提として、そういった利用のする施設として、皆さん協議をしていただいて、合意をしたところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 私のほうからも、先ほど撤回をする動議というのが当初出られた中で、私は撤回が筋だろうという賛成で述べさせていただきました。

その延長として、今、皆さんお話を伺っておりますが、基本的に、この法令の出し方と申しますか、議会として成り立たない条件の前提の下に、こういった議案が進行するということ自体は、これはゆゆしき、多大な、大きな問題を発生する可能性を私たちは持つと思っています。

その認識が議員の中でも少し食い違ってるんだと思うんですね。まず、少し整理したいと思うんですが、大前提として、南伊豆が否決をされたというのが大前提の、今の話し合ってる大前提になるわけですね。その中で、一番具体的に出ているその理由というのは、地元の新聞、2紙ほどが書いてありました。それは、6名の地主さんからの借入れで運営されているわけなんです、そこに対する今後の将来的な取り計らい、そして現状、あるかもしれないという重金属類の毒物の扱い、これの可否、適否、これが不安であると。これ、伊豆新聞等がこう書かれております。これも含めて時期尚早という書き方であろうかと思いましたが、実は私、賛成・反対をした南伊豆町議員3名の方から直接伺いました。私も電話いただきました。全く違います。地元のローカル新聞に書かれてること自体が、私も意外な結果だということで聞いておりましたが、あれは付随した問題として、土地そのものがね、借地であろうが、購入地であろうが、これはさほどの問題ではないと、これは二義的、三義的な問題であろうかと思えます。そうではなくて、時期尚早の本意というのは、それも含めて、南伊豆の現状のごみの状態、焼却場の状態、下田市、それから松崎さん、西伊豆さん、こういった1市3町の現状がつかみ切れていないという問題が大きくあると。その中で、この前、火災がありましたね、南伊豆町の、あれもごみに絡めた話合いになっているようですが、実

は違うと。全く違う話だと伺っております。あれは単純に、南伊豆のごみのスペースのあるところで、脱水機械が、新たな別な機械ですね、ごみ用ではないです。飼料、肥料用に使う機械です。これの試験地として使わせていただきたいという話で、あれは受けたんです。それがたまたま火災になったにすぎない。ごみとは関係ないと。こういう問題が入り組んでおりまして、それも含めて、例えば負担の問題、それから国内におけるごみの状況、国の指針、県の指導、こうした問題がつかみ切れないんだと。そうした説明がメインとして分からないから、時期尚早だということをおっしゃってるわけです。土地ではございません。ですから、その辺を曲解した中で、土地の問題は何とか片づくだろうというレベルで、再提起を南伊豆の町長さんが考えているのであれば、これはまた再度駄目だろうと思います。

よって、この問題をクリアするためには、恐らく説明は何度も何度もやらざるを得ないでしょう。と思います。ですから、1月や2月、これも相当時期的に厳しい日程になると思うんですよね。そういう状況の中で、今、私どもは、だろうという前提で法律を決めようとしている。大黒柱のあるかないかを前提として、それを決めようとしてる、これは法律になりませんよ、これでは。しっかりもう少し考えてください。

ですから、筋として、議会でその辺の調整、すり合わせをするのではなくて、まず一旦、下ろして、事務レベルで、調整のし直し、これが筋ではないんでしょうか。と思います、私は。

市長も、先ほどちょっとそういったニュアンスでおっしゃっておいりましたと思います。と申しますのは、かつて、1980年代、日本にはごみの焼却場が自治独立制を建前に、2,000を超えておりました、焼却場は。その流れとして1市3町もそれぞれ持ってるわけです。現状は、これではあかんと、効率的によくはないという指導の下に、現状は1,054の焼却場が稼働しております。そのうちの700が事務組合の稼働です。その最終段階として、今あるわけなんですが、実は、今各条項については、申し上げますが、委員会の中でやっていただきたいと思うんですが、例えば、一つ例を示しますと、第3条のエネルギー回収型の焼却場と呼ばれ方がしております。当初環境省もそういうもので旗を振ってまいりました。ところが、これが方向転換がなされまして、私、前ちょっと発言したことがあるんですが、環境大気汚染委員会の中で、かつての石原環境庁長官が委員会で出席で述べております。局長も同じように述べております、説明を。いわゆるごみの焼却場のエネルギー回収型については慎重にやらねばならないと。その裏付けとは何を示しているのかといいますと、ごみを燃すことの発電がいかに一挙兩得のような発想であったものが、実は違ったと。いつの間にか、ごみ

が減らなくなってしまったんです。発電が先に来てしまうと。本来は、ごみを減らすための、二次的、三次的な発電であったり、温熱利用であったものが、いつの間にか発電が先に来て、ごみが必要なエネルギーとして必要であるために、ごみが減少がなくなってしまったということで、環境省も慌てたわけです。よって、その中で、その文章の中で温熱利用については、エネルギー回収型の方策としては認めませんと。一部地方自治体では、こういったものはうたわれておりますが、これは明らかに間違いですと、委員会の中で、議事録、述べております。

環境対策課長は、交付金の条件としてこれが入っていると、これはそのとおりです。発電も交付金の条件に入っておりますから。よって、大都市でありますとね、1基当たりが日量300トンから400トン、大きいところでは600トンの焼却炉を造って稼働してるわけですね。それに比して下田市は58トン、もう10分の1レベル。よって、発電は駄目ですと、これは構想の中ではっきり書かれておりますね、コンサルも書かれております。これはもうないと。よって、じゃあ、どうするかというと、温熱の利用しか残されていないわけです。しかしながら、温熱利用は今申し上げましたように、環境省もこれは誤解されてる部分があって、温熱の利用を前面に出されても、これはエネルギー回収型とは呼びませんと、誤解は訂正してくださいと、委員会の中ではっきり環境庁長官が述べております。

こうしたつじつまの合わない部分からすると、この計画ももう少し慎重にしながら、県とも調整をしながらいかないと、とんでもないつまずきになると思うんですけども、これ、その辺もし見解があれば、述べていただきたいと思うんですが。

それから、話を戻しまして、南伊豆の議員さん5名が反対したんですが、それぞれがみんな思惑が微妙に違います。もちろん、問題は私も初めて今回、反対意見として聞いたんですが、あれしか伊豆新聞等々は書いておりませんが、実は違うと、問題は。全体像が見えない、こういうことを言ってるわけです、議員が。そうしますと、繰り返しになりますけども、10日や2週間では、とてもではないけど、解決はできないと。事務レベルで調整をしたところで、議員が納得しなければ、結果は同じであろうと思います。その辺、私も、やはり下田市で重要に絡んでくる問題ですから、再度、確認をしていきたいと思っておりますけども、どうでしょう、この反対をした最大の理由については、市長なり、環境対策課長、その辺があるのか、あるいは感じているのか否か、思い違い、食い違いがあるのかどうか、あるようでしたら、またお答えください。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 二つほど申し上げます。その議員の一人一人のお考えというのは、どこの議会でもそうですが、完全に一致してるわけではないと思うんですね。おおむねの方向でもって、皆さんは議論をして、そのA・B両案に対して決定をすると。多数決で決めるというのが今の民主的なやり方だと思います。

ですから、進士議員がお聞きになった方たちも、それなりの、自分なりの考えを持っていられっしょだと思います。それをもって、本当は違うのだというふうな考え方もあるかもしれないし、今度は、じゃあ別の議員も聞いてみないと言ったら、これなかなか收拾が難しい、そうしたところで、私たちは町長や議員の考えを尊重して、こうしようということを決めた。それで今回議会に上程したわけです。

その議会上程をすべきでないという緊急的な動議が本日出され、それもその動議については否決されたわけです。それを今、全く同じ形で上程すべきじゃないというロジックを繰り返していらっしょ、これこそが民主的でない、いわゆる議会軽視となっているんじゃないかというふうに私は感じます。

私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） エネルギー回収型施設というものの考え方の御質問だったかと思います。

この交付金につきましては、要綱等を定められて、その中で要件等が定められております。環境基準の問題ですとか、そういったものも全て同じですけれども、いろんな人の意見ですとか、あらゆる科学的な知見ですとか、そういったものの積み重ねの中で、そういった規約とか規定というものが定められていると思います。今、この交付金の申請等につきましては、この要綱等に基づいて手続をしているところでございます。

いろいろ考え方はあるかと思いますが、現状の定められた要件を満たせるような形で温水熱利用というものを施設の中に組み込んでいくということで、現状進めているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 確かに、動議では否決されておりますけどもね、それが全てが、それでも後々検討の余地もなしということではないだろうと思います。やはり修正、変更という

のは、我々は粘り強くやっていく、信念としてあれば、これはやらざるを得ない。議会の条例の一部変更はしょっちゅうやることですから、これはあり得るだろうと思うんですね。

それから、エネルギーの回収施設としての呼び方が今は主流になっているんだと思うんですけども、これは県の、いわゆる受付、許認可の指針では、この状態、南伊豆が抜けた状態では駄目だろうと思うんですけども、南伊豆がそうしますと、1月なり、2月なりで再議決をして、賛成が通った場合、それから当然、県のほうに申請をするということになるんでしょうか。そこはもう一度お答えください。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） そちらは、先ほど沢登議員の御質問の中でもお答えしております。1月に、今、臨時会を開催するという予定で連絡を受けておりますけれども、そちらの中で、もし可決に至れば、申請手続に移るというふうな流れになります。

以上です。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。3回目です。

○9番（進士濱美君） 分かりました。私、今日はここまでにいたしますけども、あとは委員会でもた、ぜひ慎重に審議をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。2時35分まで休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時35分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第68号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） それでは、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。

下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、次の11ページから14ページのとおりに、制定するものでございます。

提案理由でございますが、選挙運動に係る費用負担を軽減することで、立候補の機会均等を図るためとするものでございます。

内容につきましては、説明資料にて、御説明申し上げます。

説明資料の46ページをお願いいたします。

こちらの各規定に入る前に、選挙公営制度の概要でございますが、候補者の選挙運動の費用を公費で負担することによって、候補者の財政的負担を軽減するとともに、候補者間の選挙運動の機会の均等を図るとするものでございます。

本条例が対象とする選挙公営の種類は、選挙運動用の自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用ポスターの作成でございます。

手続といたしましては、候補者と業者とで有償の契約を締結していただき、立候補届けのときにその契約書の写しを添えて、契約締結の届出を選挙管理委員会のほうへ提出していただきます。立候補届けの時点で未契約の場合は、締結後直ちに提出していただくこととなるものでございます。

このとき、選挙運動用の自動車の燃料の購入、選挙運動用ビラ及びポスターの作成につきましては、併せて確認申請の提出が必要となるものでございます。

燃料の購入については、制限の範囲内の額であるか、ビラの作成については、作成限度の枚数の範囲内であるか、ポスターの作成についても、掲示場の数のうちであるか等を確認後、選挙管理委員会から候補者へ確認書が交付されるもので、その確認書を候補者から契約業者等へと渡していくものでございます。

契約した業務が終了したら、候補者から契約業者へ業務の実績の証明書を交付していただき、契約業者は選挙管理委員会が発行した確認書、候補者が発行した証明書を添えて、市へ請求することで、直接、契約業者へ支払いが行われるというものでございます。

今回、下田市では、単価につきましては、公職選挙法施行令に定める国政選挙における公

費負担の額と同額とさせていただきました。

限度額につきましては、その単価に選挙運動期日の日数や、公職選挙法で認められているビラの頒布の上限数等を乗じた額とするところでございます。

それでは、逐条解説で御説明申し上げます。

説明資料の47ページ、お願いいたします。

第1条は趣旨規定で、公職選挙法の各規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を行うことに関し、必要な事項を定めるということを規定しているものでございます。

第2条は、定められた額の範囲内で、選挙運動用の自動車の使用について公費負担することを規定するものです。供託金が没収される場合となったときは、公費負担はされないということになります。

選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターについても同様とするところでございます。

第3条は、選挙運動用自動車の使用について公費負担を受けようとするときは、契約を締結し、選挙管理委員会へ届出を要するということを定めているものでございます。

選挙運動用自動車の使用については、自動車の借入れ、燃料代、運転手を一般乗用旅客運送業者と一括で提供する一般運送契約、いわゆるハイヤー方式と言われるものでございます。一方、自動車のレンタル、燃料購入、それから運転手の雇用を別々に必要に応じて契約する一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタカー式というものの二つを用意してございます。

第4条は、選挙運動用自動車の公費負担に関して、支払う金額と支払手続について定めるもので、第1号では、ハイヤー方式に関する規定で、自動車を使用した日数に、契約した日額を乗じて得た額を支払うことにしまして、日額は6万4,500円を超える場合は、6万4,500円を日額として計算します。

第2号は、レンタカー式に関する規定で、アは自動車の借入れについて、自動車を使用した日数に、契約した日額を乗じて得た金額を支払うこととしまして、契約日額が1万6,100円を超える場合は、1万6,100円として契約するものでございます。

イにつきましては、燃料の購入について、選挙運動期間の日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で支払うというものでございます。

ウは運転手の雇用について、選挙運動用自動車の運転業務に従事した日数に乘じて得た額を支払うことにしまして、報酬日額が1万2,500円を超える場合は、1万2,500円として計算するものでございます。

なお、複数の自動車を借り入れた場合や、複数の運転手を雇用した場合であっても、公費負担の対象となるのは、1日につき、自動車は1台、運転手は1人に限られるものでございます。

また、支払手続については、契約業者からの請求を受けて、市が直接、契約業者に支払うということを規定するものでございます。

第5条は、選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー式とレンタカー式の両方の契約を締結している場合であっても、同一の日では、候補者が指定したどちらかの契約を対象とするという規定でございます。

第6条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を定めております。

第7条は、定められた額の範囲内で、選挙用ビラの作成について公費負担することを規定するもので、第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成について公費負担を受けようとするときは、契約を締結し、選挙管理委員会へ届出を要するということを定めるものでございます。

第9条は、選挙運動用ビラの公費負担に関して、支払う金額と支払手続について定めたもので、作成単価につきましては、1枚当たり7円75銭を超える場合については、7円75銭として計算し、選挙ごとの対象が異なるビラの作成枚数は、解説に記載のとおりとなっているものでございます。

また、支払手続については、契約業者からの請求を受けて、こちらも市が直接、契約業者に支払うという形でございます。

続いて、第10条、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を定めたものでございます。

第11条は、定められた額の範囲内で、選挙用ポスターの作成について公費負担をすることを規定しています。

第12条は、選挙運動用ポスターの作成について公費負担を受けようとするときは、契約を締結し、選挙管理委員会へ届け出るということを定めているものです。

第13条は、選挙運動用ポスターの公費負担に関して、支払う金額と支払手続について定めるもので、作成単価につきましては、541円31銭にポスター掲示場の数、現在は109か所でございますが、こちらに乗じて得た額に、31万6,250円を足した額をポスター掲示場の数で除して得た額になります。

また、支払手続については、契約業者からの請求を受けて、市が直接、契約業者に支払う

ことを規定しているものでございます。

第14条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を定めるものでございます。

第15条につきましては、条例の委任規定となっております。

最後に附則でございます。

附則第1項は、施行期日を公布日とするものでございます。

附則の第2項は、この条例の適用について定めるもので、次の下田市議会議員の一般選挙または下田市長選挙から適用することを定めるものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、説明を終了させていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第68号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第69号～議第72号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） それでは、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括で御説明申し上げます。

今回の個人情報の保護の法律の改正等でございますけれども、こちらの個人情報の保護に係る動きといたしましては、デジタル社会の進展により、取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となることから、個人情報の有用性の高まりを背景として、官民、地域の枠を超えたデータの利活用が活発化をしていく動きがある中で、個人情報等の適正な取扱いに万全を

期するため、公的部門を含めて、一元的に監視監督する体制の確立、例えば、地方公共団体間でも個人情報保護条例の規定とか運用が異なるなど、デジタルの利活用の支障となる場合があることや、不均衡・不整合を是正するという必要があることから、令和3年、昨年度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で、121件の法律の改正が行われましたが、この中で個人情報の保護に関する法律の改正も行われまして、今回、各条例の制定、改廃をするものとなってございます。

それでは、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の15ページ、お願いいたします。

議案のかがみでございます。

下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、次の16ページから19ページのとおりに、制定するものでございます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法により委任された事項等を定めるためとするものでございます。

内容につきましては、説明資料にて、御説明申し上げます。

説明資料の54ページをお願いいたします。

制度改正の概要ですが、個人情報の保護は、これまで国、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体が各々、別々の法律や条例に基づいて行ってまいりましたが、令和3年の法改正で、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律に基づき、統一したルールの下で行うこととなります。

これにより、現行の下田市個人情報保護条例を廃止し、新たに、法律施行条例として定めることが許容される事項や、法で委任された事項について今回定めるものとするものでございます。

制定内容ですが、まず、開示請求に対する決定等の期限について、法では請求があった日から30日以内となっておりますが、正当な理由がある場合は、またさらに30日延長することができるんですが、現行の下田市の条例では請求があってから15日間としてございます。本条例でも、法律よりも期限が短い15日以内とすることとさせていただきました。

延長できる期間については、現行の条例や法と同じ、30日以内とするものでございます。

また、法では開示請求する際の手数料について、各地方公共団体で定めることとされていきますので、手数料については無料としまして、写しの作成等は実費負担をお願いするという

ことで、今般の条例になってございます。

また、条例の運用の状況の公表につきましては、法では公表の義務はありませんが、現行条例と同様に、今後も公表していきたいというふうに考えております。

附則につきましては、現行の個人情報保護条例の廃止、条例が廃止されても守秘義務は従前の例によること、指定管理者が行う個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置について、改正される個人情報保護に関する法律の規定を引用するとともに、改正しても改正前の規定に基づく守秘義務は守らなければならないというような、こういった経過措置を定めています。

続きまして、逐条解説で御説明申し上げます。

説明資料の57ページをお願いいたします。

第1条は、趣旨規定で、令和5年4月1日以降は、法に基づいて個人情報の取扱いを行うこととなりますが、定めることが許容される事項や、法で委任された事項、必要な事項を定めることが規定されているというものでございます。

第2条は、条例における用語の定義、第3条は、開示決定等の期限を法よりも短くするということを定めております。

第4条は、開示請求に係る手数料のほか、写しの交付の作成費や送付代について定めるものでございます。

第5条は、運用状況の公表を行うことを定めております。

最後に附則でございます。

附則第1項は、施行期日を令和5年4月1日とするもの。

第2項は、現行の下田市個人情報保護条例を廃止するもの。

第3項は、制度の円滑な移行のため、条例が廃止されても守秘義務等は継続して行われること。

第4項と6項は、指定管理における安全管理の措置について、法の規定に合わせたもの。

申し訳ありません、附則のところ、先ほど第1項から第3項と申し上げましたが、これは全て条でございます。申し訳ありませんでした。

そして、附則の第5条と第7条は、指定管理において条例の規定が制定されても、引き続き守秘義務等は守らなければならないこととしてございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、次の21ページから25ページのとおり、制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市情報公開・個人情報保護審査会を設置するためとしております。

地方公共団体における個人情報の保護が法に包含されることにより、下田市個人情報保護審査会の根拠規程である下田市個人情報保護条例が廃止されることから、個人情報の保護に関する新たな組織を設ける必要が生じました。

情報公開と個人情報保護は、合わせて両輪の関係にあるということを踏まえまして、今回、情報公開・個人情報保護審査会として、合わせた組織を設置するというものでございます。

内容につきましては、説明資料にて、御説明申し上げます。

説明資料の66ページをお願いします。

第1条は、趣旨規定、第2条は、審査会を設置することを定めてございます。

第3条は、この条例における用語の定義を定めるものでございます。法は適用除外とされ、別に条例を制定する必要がある議会についても、諮問庁に含め、本審査会に諮問ができるということにしております。

第4条は、審査会の所掌事務、第5条は、委員の人数を定めるものでございます。

第6条は、委員の任期と守秘義務について定めるもので、第7条は、会長と副会長の選任方法等を定めているものでございます。

第8条は、審査の調査審議の実施根拠を定めるもので、第9条は、審査会は審議のために必要な調査を行うことができることを定めております。諮問庁に対して、公文書や保有個人情報の提示を求めた際、諮問庁は拒むことができないとするものでございます。

第10条は、審査請求人等の口頭意見陳述について定めるもの、第11条は、審査請求人等が審査会に対して、資料等を提出することができるというものを定めるものでございます。

第12条は、審査請求人は審査会に提出された資料等の交付や閲覧を求めることができるということを定めているもので、ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときは、こちらは認められないということでございます。

第13条は、審査会の調査審議手続は、非公開とするものと定めております。

第14条は、審査請求人及び参加人に対する答申書の写しの送付と、答申内容の公表を定めるものでございます。

第15条は、委任規定です。

第16条は、罰則を定めたものとなっております。

附則でございます。

附則第1項は、施行期日を令和5年4月1日とするもの。

第2項は、委員の委嘱に係る準備行為ができるということ。

第3項は、下田市情報公開条例の一部改正として、下田市情報公開審査会に係る規定を下田市情報公開・個人情報保護審査会に改めるもの。

第4項は、すみません、また項と言ってしまいました。全て条でございます。

第4条は、下田市情報公開審査会の廃止に伴う経過措置、第5条は、下田市個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の26ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、次の27ページのとおり、制定するものでございます。

提案理由でございますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に揃えることにより、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図るほか、所要の改正を行うためとするものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料にて、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の78ページをお願いいたします。

下田市情報公開条例の一部改正の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が、今回の改正となっております。

目次の改正は、下田市個人情報保護に関する法律施行条例で、開示決定の手数料等を当該条例で規定することとしたことから、今回、情報公開条例についても同様に17条の2として

規定することとしたため、目次の中で、こちらの第17条を第17条の2に改めるものでございます。

第2条は、実施機関の定義において、財産区に係る部分を明確にしたということでございます。

第7条の改正は、行政機関の保有する情報の公開に係る法律の規定に合わせた表現にしているというものでございます。

第17条の2は、開示に係る手数料等について定めるもので、手数料は無料とし、写しの交付や送付に係る費用については負担しなければならないとするものでございます。

議案件名簿の27ページをお願いします。

附則でございます。

附則第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行するもの。

第2項は、条例の適用区分を定めるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。

続いて、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の28ページをお願いいたします。

議案のかがみで、下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、次の29ページのとおりに、制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例等の制定改廃に伴い、所要の改正を行うためでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料にて、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の80ページをお願いいたします。

下田市手数料条例の一部改正の新旧対照表で、同じく、左側は改正前、右側は改正後、下線部が、今回の改正となるものでございます。

情報公開と個人情報のおおのの条例で手数料等を規定することとしたため、別表第1から情報公開と個人情報に係る規定、それに関わる備考5を削るものでございます。

議案件名簿の29ページをお願いいたします。

附則でございます。

附則第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行するもの。

附則第2項は、改正前の情報公開条例及び廃止前の個人情報保護条例に基づく開示決定に係る手数料の額は、従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第69号から議第72号までについての説明を終了させていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 議第69号議案から議第72号議案までの当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第69号の説明資料の55ページの、この請求の翌日から国の規定等は30日であるけども、15日にしたと、その後は国と同じ、延長は30日にしたという、こういう提案をいただいたわけですが、たしかこれは請求の翌日から今までののは、15日ではなくて、14日ではなかったかというような気もするんですけども、15日にした根拠というのは、どういうことかと。そういう意味では、15日以内に早く請求について開示できるものについては、開示をしようという、こういう姿勢を示していて、喜ばしいことだと、国よりも、30日というよりも、開示できるものは早く開示しようという意思が感じられるんですけども、そういう理解でよろしいのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） こちらについては、御指摘のとおり、国は30日ということになってますけども、今までの経緯もございまして。そんなに、倍に延ばすようなことも、なかなか皆様に御不便をおかけしようかということで、こちらについては15日とさせていただいたということ、こちらは下田市の判断ということで、国の指示とか、そういうものではございません。

以上です。

〔「14日だったと思うが」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） こちらについては、現行のルールのとおりというふうに承知してございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第69号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 個人情報の公開がこの改正に伴う改正だということは理解をしましたが、そうしますと、主にこの審査会に係る具体的な事例というのは、経過の中でどういうものがあるのかと、今後考えられる審査会にかけてほしいよというようなケースというのはどういうものがあるのか、予想しているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 結局、今まで情報公開審査会及び個人情報保護審査会の中での内容が全てということになろうかと思えますけども、情報公開審査会の関係でいきますと、平成19年から令和3年までの中で五つございまして、異議の申立て、情報公開の全般の改正について、審査請求について等ということが諮問としてございます。

一方、個人情報保護審査会、まあ旧ですけども、こちらについても平成17年から、こちらは平成27年までですが過去4回ございます。内容といたしましては、個人情報の目的外利用、外部提供、それから学校と警察、児童・生徒の育成に関する連携について、それから個人情報の目的外使用や条例の全部改正についてといったところを諮問してございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） そうしますと、情報公開のほうは19年から令和3年で5件の実績があったと、個人情報のほうは、目的外使用等が4件あったと、今報告いただきましたけども、異議申立てや等々が認められているというか、この審議会での結論の結果はどうなったかというのは、お聞きできますか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 審査会ですので、異議の申立てばかりじゃなくて、私たちのほうから、例えば、先ほど申し上げたように、目的外利用の提供等とか、そういったものもかかるわけですけども、確かに、例えば、異議の申立ての中では、一部非公開が妥当であるとい

ったような答申も出ておりますし、審査請求については、部分開示で、要するに一部非開示ということになろうかと思えますけども、部分開示の決定が妥当であるというような答申が出ているといったところでございます。

また、個人情報の保護審査会のほうでは、個人情報の目的外利用や外部提供について、諮問をしたところですけども、中にはそういったものの利用、提供ともに適当ではないという答申を受けたという例もございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 下田市情報公開条例の一部を改正する条例でありますけども、これはよく開発に関する資料は出てきますよね、ですから、大規模な太陽光発電の業者が土地利用委員会に出てくると、当然、住民の皆さんはその資料を求めてくると、そうしますと、それはある意味、業者の申請であって、業者の秘密事項があるので、公開できませんよと、こういうケースが具体的な例として、ままた出てこようかと思うわけですけども、土地利用委員会の中では、やはり住民に業者自らが説明をして、計画の内容を発表しなさいと、こういう指導はありますけども、実態的に住民が具体的に市に出されたものの、情報公開を求めると公開をしないと、できないと、こういう返事になりやすいかと思うんですが、そこら辺の扱いというのは、この条例の改正によって、全く変更があるのかないのか、そういうケースの場合に、どのような住民の側に立った情報開示の行政ができるのかできないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 今のお話、特にあれですよ、情報公開の中での公文書の開示というところの部分をおっしゃっていると思うんですけども、こちらについては、特に改正はございませんので、前のとおりということでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 併せて、開示の手続についてお尋ねしたいんですが、当局が持ってる資料、あるいは業者が出した資料を開示請求をすると、開示のために、判こ、印影のところだとか見せちゃいけないというようなことで、開示をするために、それらを隠した資料を、また開示のためにつくって、それを開示するという、こういう手続を取ってると思うんですけども、やはり開示、そのものの資料を、そんなコピーをしないで、したがって、そういう措置を取ってますので、開示請求をしても、すぐに開示をしてもらえなくて、1週間先だとか、2週間先ですよと、こういう仕組みになってしまっているのではないかなと思うんですけども、そこら辺の直接関わらないかもしれませんが、開示に関わる手続の改善というのはできないのか、それはそういう手続にしなければしょうがない、別の開示のための資料を特別につくるんだと、開示請求があった場合にはと。こういう仕組みというのは、ちょっと改善の余地があるんじゃないかなと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 多分、議員がおっしゃってるのは、一部非公開という文書が出たときのお話だと思うんですね、一つの文書の中で、開示に当たらない部分を消しているということをおっしゃっているかと思います。そのところについては、申し訳ないですけども、個別のことになろうとは思いますが、全ての中で、一部これは開示することが望ましくないということで、個人の識別だとか、法人の活動だとか、公共安全だとか、いろいろな要件があって、ここら辺については、個別になろうかと思いますが、この今回の制度の改正の中で、そういったところの部分が、議員から見て改善というか、そういったものがあるというわけではないということでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議案説明資料の80ページの手数料を徴する事項で、手数料の金額が、この情報公開、白黒10円、カラー20円、写しの作成云々、これらの手数料は無料にするということで、ここの部分が削除をされたと、こう理解していいのかと。しかし、条文の中では、コピー代は取るというぐあいに記載がされてますので、そのコピー代は、実費を取るという、こういうことだろうと思うんですけども、そのコピー代は何に基づいて、しからば徴収するんだと、こういうことになろうかと思えますけど、そこら辺の理解というか、解釈はどのように理解したらいいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） こちらにつきましては、例えば個人情報の保護に関する法律、今般改正されたわけですけども、その中で開示に関する請求をする者は、条例で定めるところにより、要するに下田市で定めなさいよということになってございます。

今までは、手数料条例の中に、こちら入っていたわけですけども、こちらについては、白黒、カラーともどもに10円、20円といったものが記載されてございます。これ、実際には実費負担と考えてよろしいと思います。ですので、そちらについては、10円、20円のまま、こちらについては、規則・規定のほうに回って、その金額についての規定はさせていただくということにしております。

その他については、手数料については変わらないということでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ちょっと、すみません、御説明いただいたけど、理解がしにくかったもんですから、もう一度尋ねますけど、そうしますと、この10円、20円は、手数料ではないと、手数料はもらわないということで削除しちゃうわけですね。そういう理解でよろしいかということと、そうしますと、もう一方で、このコピー代はもらうんだということになってますので、その根拠というのは、何かほかの規定があるのかという、ほかのところで定められているんでしょうか。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） すみません、今、既に規則か規定が、案ができてるんですけども、今ちょっと、そちらのほう、資料持ってこなかったものですから、そちらのほうで委任されていると、そちらのほうで決めているということでございます。申し訳ありません。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、10日、11日は休会とし、12日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後3時22分散会